

令和元年度 第3回総合教育会議 参考資料

- 1 意見交換：一人一人のニーズに対応した教育の充実に関する資料
 - (1) 特別支援教育に関する資料..... 1
 - (2) 外国人児童生徒等に対する教育に関する資料..... 33
 - (3) 一人一人の夢の実現に対応した教育に関する資料..... 47
- 2 県教育振興基本計画における一人一人のニーズに対応した教育の充実に関連する施策とその位置付け..... 55

1 (1) 特別支援教育に関する資料

項 目	頁
特別支援教育の概要	2
特別支援教育における教育形態	3
障害の種類	4
特別な支援を必要とする子供に関する教育・福祉等の流れ図	6
県内の特別支援学校	7
県内の特別支援学校在籍児童生徒数の推移	8
小・中学校における特別支援教育	9
県内の特別支援学級の児童数・学級数の推移	10
県内の通級指導教室の児童数・学級数の推移	11
静岡県における特別支援教育の在り方	12
静岡県の特別支援教育体制	14
特別支援学校と居住地の小・中学校等との交流及び共同学習	15
特別支援学校（視覚・聴覚）における早期教育等の現状	16
特別支援学校における職業教育と進路指導の充実	17
特別支援教育充実事業（小・中学校の特別支援学級における非常勤講師の配置）	18
県立高校における特別支援教育	20
高校における精神科への相談体制整備	22
「ふじのくに障害者しあわせプラン」の概要と推進	23
障害のある人に対する就労支援	27
発達障害者支援センターの機能強化	28

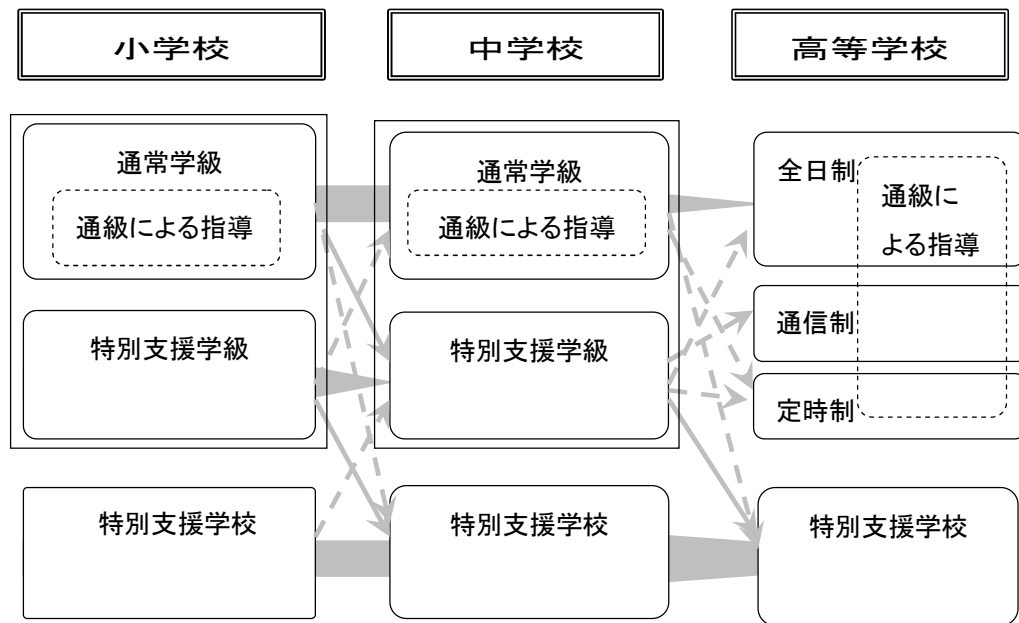
特別支援教育の概要

1 特別支援教育の理念

- ・「特別支援教育」は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校で実施される。
- ・学校教育法の改正により、平成19年4月1日から開始された。
- ・特別支援教育は、文部科学省の通知において「障害のある幼児児童生徒への教育に留まらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つ」とうたわれている。

2 実施形態

特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人のニーズに応じて、通常の学級での指導をはじめ、「特別支援学校」や「特別支援学級」、通級による指導など、様々な形で実施されている。



(参考) 義務教育児童生徒の特別支援教育在籍者数及び特別支援教育就学率(平成29年度)

区 分	全国		静岡県	
	在籍者数(人)	就学率	在籍者数(人)	就学率
全就学者	9,892,653	—	289,585	—
通級指導教室	108,946	1.10%	2,662	0.92%
特別支援学級	235,487	2.38%	5,520	1.91%
特別支援学校	71,802	0.73%	2,866	0.99%
特別支援教育総計	416,235	4.21%	11,048	3.82%

特別支援教育における教育形態

	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
概要	障害児を対象とした学校。幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、学習上・生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする	幼稚園、小・中学校、高等学校において、障害による学習上・生活上の困難を克服するための教育を行うため、必要に応じて特別に編制された少人数の学級	通常の学級に在籍し、各教科等の指導を受けながら、一定時間障害の状態に応じた特別な指導を受けけることができる教室
対象者	①視覚障害、②聴覚障害、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱 ・複数の障害があったり、医療的ケア(経管栄養、痰の吸引、導尿、気管カニューレの管理、酸素吸入)を必要とする児童生徒もいる	①視覚障害(弱視)、②聴覚障害(難聴)、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱及び身体虚弱、⑥言語障害、⑦自閉症・情緒障害	①視覚障害(弱視)、②聴覚障害(難聴)、③肢体不自由、④病弱及び身体虚弱、⑤言語障害、⑥自閉症・情緒障害、⑦学習障害、⑧注意欠陥多動性障害
設置場所	・独立した学校(本校)に幼稚部・小学部・中学部・高等部が設置される ・県立高校や市立小学校に併置された分校もある	・幼稚園、小・中学校、高校等の中に設置される ・本県では、市町立小・中学校に設置(高校への設置はなし)	・学校や教育センター等の中に設置された教室 ・自身が在籍する学校内の教室に通う場合(他校通級)と、他校の教室に通う場合(他校通級)がある ・本県では、市町立の小・中学校や教育センター等と県立高校、特別支援学校(聴覚)に設置
設置者	・都道府県(設置義務)及び市町村・学校法人(設置できる) ・本県では県と国立大学法人、学校法人	・幼稚園、小・中学校、高校等の設置者 ・本県では市町(小・中学校)ただし、設置がない市町もある	・小・中学校、高校、特別支援学校等の設置者 ・本県では県(高校・特支)と市町(小・中学校)ただし、設置がない市町もある
教員等配置	在籍人数により国から配当がある。 ・幼稚部:5人/1学級 ・小・中学部単一障害学級:6人/1学級 ・高等部単一障害学級 視覚・聴覚特別支援学校:8人/1学級 知的・肢体不自由・病弱特別支援学校:9人/1学級 ・重複障害学級、訪問教育:3人/1学級 ・教員のほか、医療的ケア対象の児童生徒のための看護師を配置	在籍人数により国から配当がある。 ・1学級8人(1人で1学級開設の学校もあり) ・自閉症情緒の多人数学級(7,8人)を有する学校に、県から週20時間の非常勤講師を配置	在籍人数により国から配当がある。 H29から10年間で加配定数から基礎定数化に移行中 ・基礎定数:該当児童生徒13人に1人 ・加配定数:H28の加配定数から毎年1割減
卒業後の進路	・中学部卒業後は、特別支援学校高等部、高校(全日制・定時制・通信制)など ・高等部卒業後は、就職、福祉施設、進学(大学、専修学校等)など	中学校卒業後は、特別支援学校高等部、高校(全日制・定時制・通信制)、職業訓練校、専修学校等、就職など	

障害の種類

【視覚障害】視機能（視力、視野、光覚等の視覚に関する機能）が十分に働かない状態で、治療等によっても短期間に回復しない、またはメガネやコンタクトレンズを使用しても見え方が良くなる状態をいう。

【聴覚障害】身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。

【知的障害】一般に、同年齢の児童生徒と比べて、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に有意な遅れみられ、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などの適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるものをいう。

【肢体不自由】身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

【病弱・身体虚弱】病弱とは、心身の病気のため継続的又は繰り返し医療又は生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気ではないが不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、継続して生活規制を必要とする状態をいう。

【言語障害】発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

【情緒障害】状況に合わない感情・気分が持続して、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。

【発達障害】自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。（発達障害者支援法第2条による）

・自閉症

①他人との社会的関係形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定の者にこだわることを特徴とする行動の障害。

・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害

アスペルガー症候群は、自閉症の上位概念である広汎性発達障害の一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れはない。自閉症の特性のうち、コミュニケーションの障害が比較的目立たないものの、その特徴として、一方的に自分の話題を中心に話し、直截的な表現が多く、相手の話を聞かなかつたり、また相手が誰であっても対等に話をしたりすることがある。

・学習障害（LD：Learning Disability）

知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するなど、特定の能力に著しい困難を示す状態

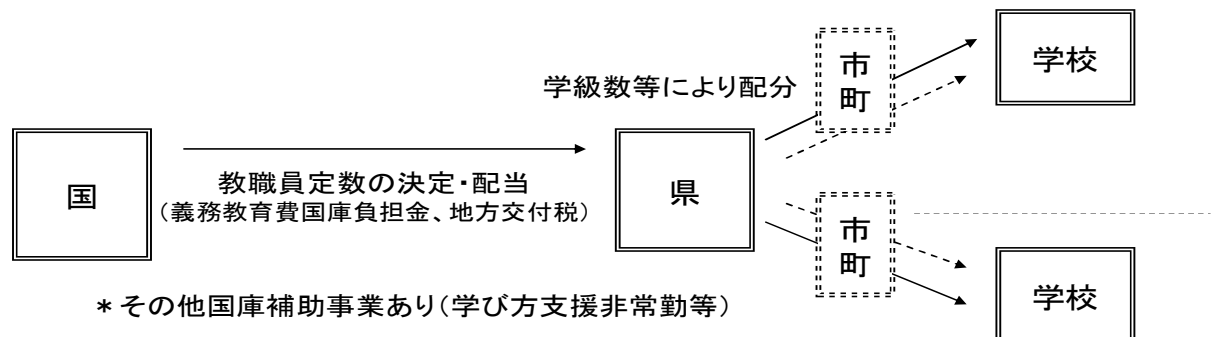
・注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害

（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（平成25年10月）

「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」等より）

(参考) 教職員定数の概要



国：教職員定数（全国）決定と都道府県への配当、国庫補助事業による非常勤等の配当など

教職員定数

(1) 基礎定数

- ・ 学校数、学級数、児童生徒数に基づいて都道府県ごとの定数が算定される。

(2) 加配定数

- ・ 教育上、特別配慮が必要な場合（少人数指導、いじめや不登校対応、教職員の長期研修等）に対応するため、基礎定数に加え、特別に配置されるもの。
- ・ 国が、政令で定める基準や都道府県からの申請を踏まえ、児童生徒数等を考慮して配分する。

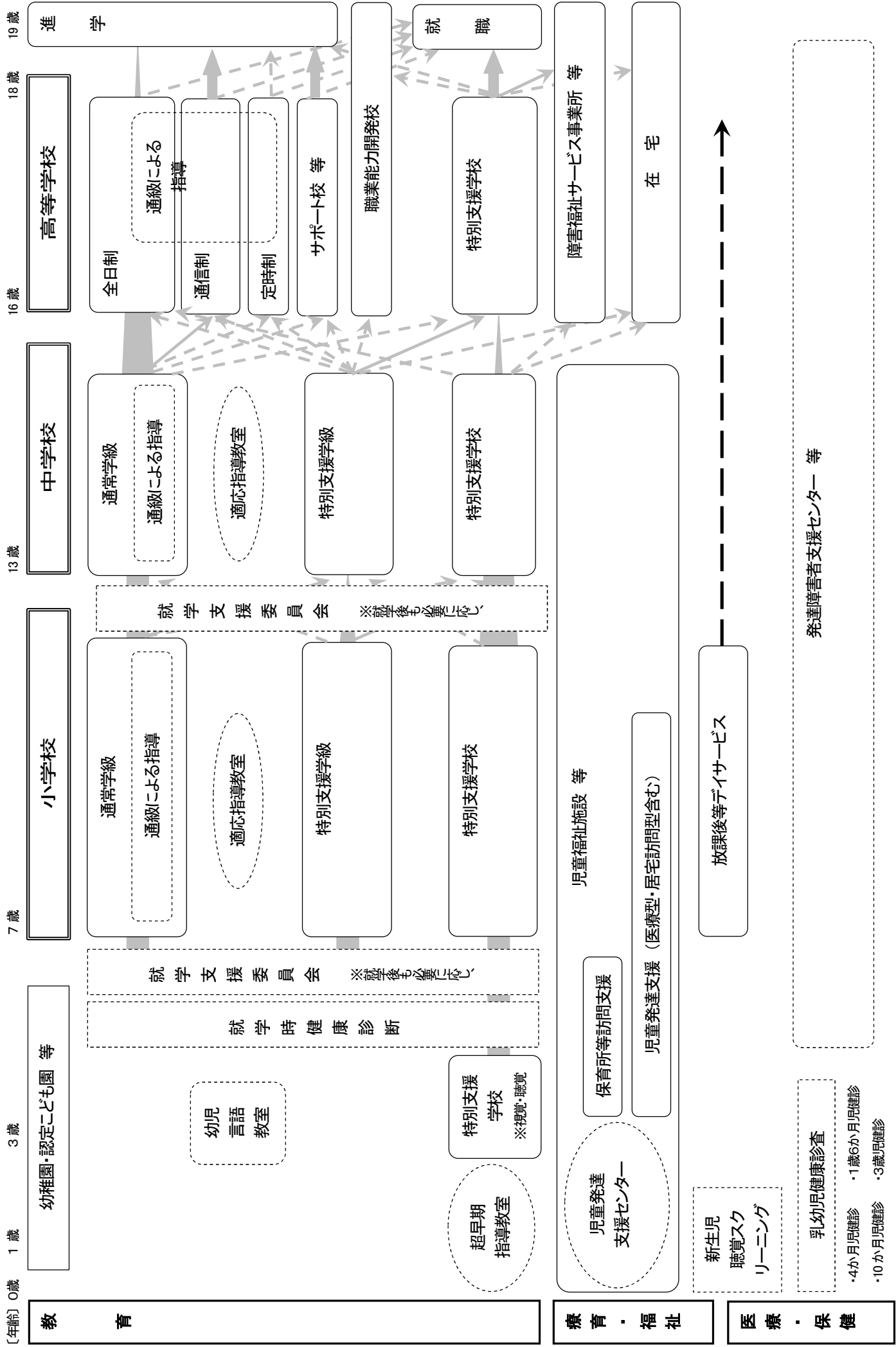
県：教職員定数の各学校への配置（学級数等に基づく）、県単独での教員配当（静岡式 35 人学級）、非常勤講師（特別支援学級等含む）の市町・学校への配当など

（参考）本県は、国に「個に応じた、より決め細やかな指導等をするため、教職員定数の一層の充実」を要望するとともに、県独自の施策として、「静岡式 35 人学級」を実施している。

市町：国や県に学校現場の要望を伝える

市町村立学校の教職員については、市町村の財政力の差異による教員給与の不統一を避け、一定水準を維持することにより、教職員の質を確保し、教育水準の維持向上を図るため、その給与を都道府県が負担しており、また、広く市町村を越えて人事を行うことにより教職員の適正配置と人事交流を図ることを目的に、任命（免職、休職、懲戒等を含む）を都道府県教育委員会が行っている。市町村教育委員会は、教職員の日常的な服務監督を行っている。

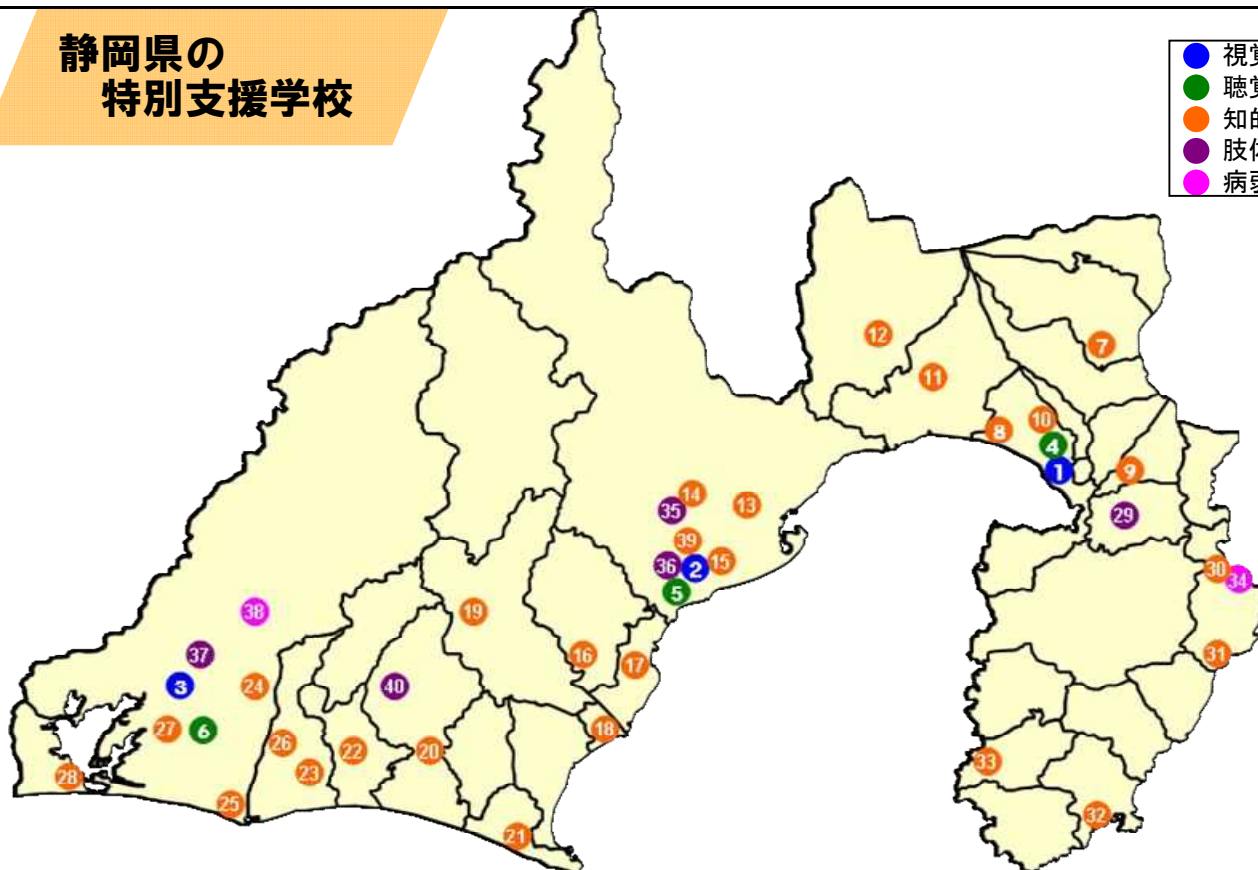
【特別な支援を必要とする子供に関する教育・福祉等の流れ図】



県内の特別支援学校

静岡県の特別支援学校

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 知的障害
- 肢体不自由
- 病弱



特別支援学校名	設置学部	住所		特別支援学校名	設置学部	住所	
		電話番号	FAX番号			電話番号	FAX番号
1 沼津視覚	幼・小・中高(浜視分室)	沼津市米山町6-20	(055)921-2099 (055)921-5104	21 御前崎分校	高	御前崎市池新田2907-1	(0537)85-7400 (0537)85-3435
2 静岡視覚	幼・小・中高(浜視分室)	静岡市駿河区曲金六丁目1-5	(054)283-7300 (054)282-8919	22 袋井★	小・中・高(訪問)	袋井市高尾2753-1	(0538)43-6611 (0538)43-6789
3 浜松視覚	幼・小・中高・専攻科	浜松市中区葵西五丁目9-1	(053)436-1261 (053)438-2876	23 磐田見付分校	高	磐田市見付2031-2	(0538)39-1800 (0538)36-3200
4 沼津聴覚	幼・小・中高	沼津市泉町4-1	(055)921-3398 (055)923-5327	24 浜北★	小・中・高	浜松市浜北区中瀬1621	(053)580-3377 (053)588-3100
5 静岡聴覚	幼・小・中	静岡市駿河区中村町251	(054)283-6441 (054)283-2625	25 浜松	小・中・高	浜松市南区江之島町1266-2	(053)425-7461 (053)425-6410
6 浜松聴覚	幼・小・中	浜松市中区幸三丁目25-1	(053)471-8197 (053)471-7149	26 磐田分校	小・中	磐田市西貝塚3577-1	(053)44-6117 (0538)34-6718
7 御殿場★	小・中・高	御殿場市神山1553-3	(0550)87-8200 (0550)87-8211	27 城北分校	高	浜松市中区住吉五丁目16-1	(053)415-9061 (053)415-9062
8 沼津	小・中・高	沼津市大塚823-1	(055)966-0980 (055)967-5704	28 浜名★	小・中・高	湖西市新居町浜名1855-71	(053)594-5658 (053)594-6990
9 伊豆田方分校	高	田方郡函南町塚本961	(055)970-2520 (055)970-2521	29 東部	小・中・高(訪問)	伊豆の国市寺家246-1	(055)949-2309 (055)949-6182
10 愛鷹分校	高	沼津市岡一色875	(055)943-5177 (055)922-0200	30 伊東分校★	小・中	伊東市幸町1-5	(0557)32-3150 (0557)32-3151
11 富士★	小・中・高(訪問)	富士市大淵3773-1	(0545)36-2345 (0545)36-2397	31 伊豆高原分校★	高	伊東市八幡野1120	(0557)55-2850 (0557)55-2851
12 富士宮分校	高	富士宮市宮北町233	(0544)29-7234 (0544)23-2223	32 伊豆下田分校★	小・中	下田市五丁目3-1	(0558)25-1455 (0558)25-1450
13 清水	小・中・高	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	(054)368-6800 (054)366-5600	33 伊豆松崎分校★	高	賀茂郡松崎町桜田188	(0558)43-2737 (0558)43-2738
14 静岡北	小・中・高	静岡市葵区漆山796	(054)245-8191 (054)245-9983	34 川奈分校	小・中	伊東市川奈510-7	(0557)45-3983 (0557)45-4038
15 南の丘分校	高	静岡市駿河区有東三丁目4-17	(054)266-7787 (054)288-5565	35 中央	小・中・高(訪問)	静岡市葵区漆山777	(054)246-5504 (054)247-6929
16 藤枝★	小・中・高(訪問)	藤枝市前島2281-1	(054)636-1891 (054)636-3241	36 静岡南部	小・中(訪問)	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	(054)285-1633 (054)285-3034
17 焼津分校	高	焼津市焼津五丁目5-2	(054)628-8111 (054)628-8115	37 西部	小・中・高(訪問)	浜松市北区根洗町597-1	(053)436-1370 (053)437-9098
18 吉田★	小・中・高(訪問)	榛原郡吉田町片岡2130	(0548)23-9871 (0548)33-3580	38 天竜	小・中・高(訪問)	浜松市天竜区渡ヶ島201-2	(053)926-2255 (053)926-2278
19 駿遠分教室	小・中	島田市福用112	(0547)46-4386 (0547)58-4467	39 静大附属(国立)	小・中・高	静岡市葵区大岩町1-15	(054)247-2811 (054)247-2812
20 掛川★	小・中・高	掛川市杉谷南一丁目1-2	(0537)29-6791 (0537)23-3555	40 ねむの木(私立)	小・中・高	掛川市上垂木2979-2	(0537)26-3900 (0537)26-3910

★: 知的障害と肢体不自由の併置

県内の特別支援学校在籍児童生徒数の推移

(特別支援教育課)

		S54	H10	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
幼稚園部	視覚	9	4	7	7	10	11	7	6	4	4	6	6	9	7	6
	聴覚	47	38	35	45	38	35	27	28	37	35	35	31	30	27	26
	計	56	42	42	52	48	46	34	34	41	39	41	37	39	34	32
小学部	視覚	62	28	18	21	22	23	22	23	23	23	22	21	22	29	30
	聴覚	95	91	91	80	86	80	73	66	53	55	48	47	46	48	51
	知的	510	552	881	942	1,000	1,002	1,030	1,061	1,137	1,147	1,199	1,233	1,267	1,306	1,311
	肢体	275	322	330	341	339	354	344	359	374	370	364	352	344	341	324
	病弱	114	44	51	47	43	40	49	47	55	59	59	54	51	37	18
	訪問	357	71	66	77	63	66	59	71	76	77	76	65	67	68	70
	計	1,413	1,108	1,437	1,508	1,553	1,565	1,577	1,627	1,718	1,731	1,768	1,772	1,797	1,829	1,804
中学部	視覚	36	22	7	6	11	13	15	15	14	15	14	15	14	14	10
	聴覚	46	45	37	42	38	43	48	57	55	42	37	30	37	29	24
	知的	252	440	605	623	616	624	656	664	682	719	737	753	745	751	774
	肢体	155	179	184	182	177	178	198	187	181	169	174	192	184	188	181
	病弱	37	41	46	46	39	42	56	43	40	41	47	42	38	39	39
	訪問	7	48	29	38	31	43	40	43	40	35	46	52	51	50	49
	計	533	775	908	937	912	943	1,013	1,009	1,012	1,021	1,055	1,084	1,069	1,071	1,077
高等部	視覚	149	67	56	48	46	45	57	50	44	39	38	36	32	31	31
	聴覚	41	32	31	30	33	34	34	35	44	48	50	42	32	30	22
	知的	114	499	1,027	1,083	1,174	1,304	1,434	1,501	1,543	1,593	1,644	1,665	1,770	1,776	1,805
	肢体	61	182	221	209	199	196	198	201	204	213	210	206	191	201	206
	病弱		33	50	45	48	42	49	45	37	30	30	33	35	36	38
	訪問		1	13	18	17	15	18	23	36	38	32	25	19	23	29
	計	365	814	1,398	1,433	1,517	1,636	1,790	1,855	1,908	1,961	2,004	2,007	2,079	2,097	2,131
全体	視覚	256	121	88	82	89	92	101	94	85	81	80	78	77	81	77
	聴覚	229	206	194	197	195	192	182	186	189	180	170	150	145	134	123
	知的	876	1,491	2,513	2,648	2,790	2,930	3,120	3,226	3,362	3,459	3,580	3,651	3,782	3,833	3,890
	肢体	491	683	735	732	715	728	740	747	759	752	748	750	719	730	711
	病弱	151	118	147	138	130	124	154	135	132	130	136	129	124	112	95
	訪問	364	120	108	133	111	124	117	137	152	150	154	142	137	141	148
	計	2,367	2,739	3,785	3,930	4,030	4,190	4,414	4,525	4,679	4,752	4,868	4,900	4,984	5,031	5,044

※国立・私立を含む。
 ※幼稚園部2歳児は含まない。
 ※高等部には専攻科を含む。
 ※御殿場・富士・藤枝・吉田・掛川・袋井・浜北・浜名及び伊東分校・伊豆下田分校・伊豆高原分校の肢体重複障害学級は肢体に含む。
 ※中央特別支援学校の病弱学級は、病弱に含む。
 ※平成19年度から、盲・聾・養護学校という障害別の区分がなくなり、特別支援学校に改正された。

小・中学校における特別支援教育

(義務教育課)

発達障害等のある児童生徒を支援するため、小・中学校では、特別支援学級等を設置し、個々の状況に応じた教育を実践している。

1 現 状 (政令市除く)

(1) 特別支援学級の児童生徒数・学級数

本年5月現在、特別支援学級の児童生徒数は、小学校で2,636人、中学校で1,219人、学級数はそれぞれ515、270となっており、いずれも昨年度より増加している。

(令和元年5月1日現在)

区分	児童生徒数 (単位：人)							計 (前年比)	学級数 (前年比)
	知的	情緒	言語	難聴	弱視	肢体	病弱		
小学校	1,707	908	0	3	0	18	0	2,636 (+187)	515 (+25)
中学校	864	349	0	0	0	6	0	1,219 (+116)	270 (+27)

(2) 通級指導教室の児童生徒数・学級数

通級指導教室(比較的障害の程度が軽い児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、個々の障害特性に応じて個別の指導を受ける)の児童生徒数は、小学校で1,778人、中学校で117人となっている。

(令和元年5月1日現在)

区分	児童生徒数 (単位：人)									計 (前年比)	学級数 (前年比)
	言語	情緒	難聴	弱視	肢体	LD	ADHD	自閉症			
小学校	751	6	4	0	0	191	262	564		1,778 (+129)	69 (+5)
中学校	0	1	0	0	0	7	39	70		117 (+48)	6 (+2)

2 取 組

(1) 校内における支援体制の整備

各学校では、学校全体で支援する体制を構築するため、教員の中から「特別支援教育コーディネーター」を選任し、関係機関と連携しながら、特別な配慮を必要とする児童生徒の実態把握や支援方法の確認等を行う校内委員会・校内研修を行っている。

(2) 研修の実施による資質の向上等

教育課程編成や指導方法について理解し、授業実践力を身に付けるため、新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修を開催しているほか、新たに取り組む教員や学校向けに「特別支援学級スタートブック」を作成・配布している。

(3) 非常勤講師の配置

児童生徒の学習などを計画的にサポートする非常勤講師を、多人数の自閉症・情緒障害学級がある小・中学校に配置している。

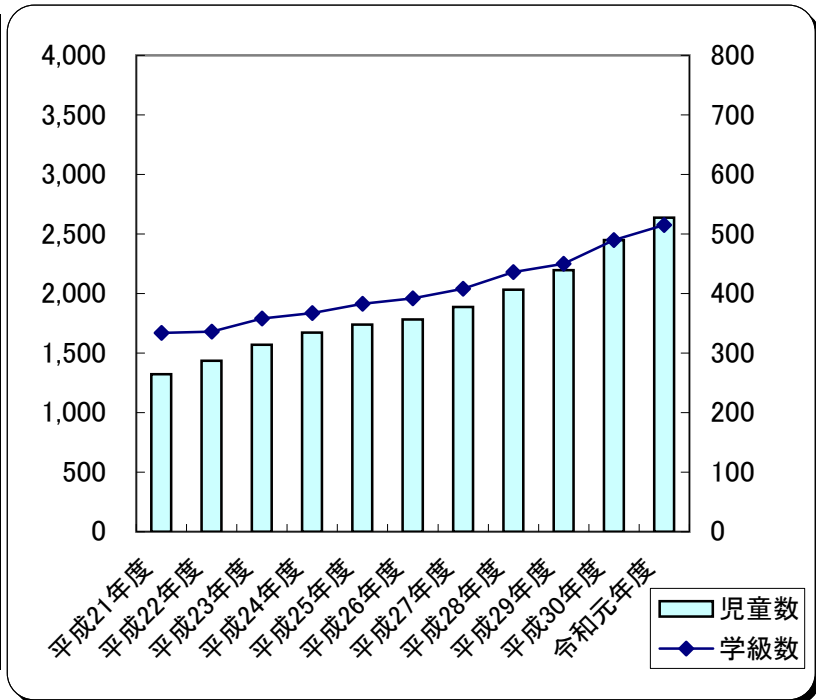
県内の特別支援学級の児童数・学級数の推移

(義務教育課)

1 小学校

	児童数	学級数	市町数
平成21年度	1,323	334	33
平成22年度	1,435	336	32
平成23年度	1,571	358	33
平成24年度	1,673	367	33
平成25年度	1,740	383	33
平成26年度	1,782	392	33
平成27年度	1,887	408	33
平成28年度	2,033	436	33
平成29年度	2,195	450	33
平成30年度	2,449	490	33
令和元年度	2,636	515	33

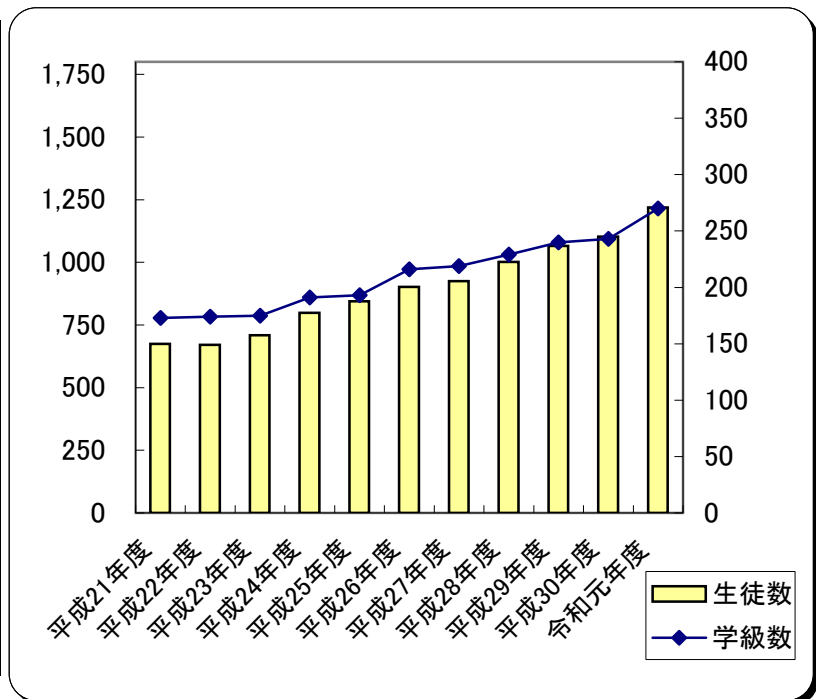
※政令市を除く



2 中学校

	生徒数	学級数	市町数
平成21年度	674	173	32
平成22年度	671	174	32
平成23年度	709	175	32
平成24年度	799	191	32
平成25年度	845	193	33
平成26年度	902	216	33
平成27年度	925	219	33
平成28年度	1,001	229	32
平成29年度	1,066	240	32
平成30年度	1,103	243	33
令和元年度	1,219	270	33

※政令市を除く



県内の通級指導教室の児童数・学級数の推移

(義務教育課)

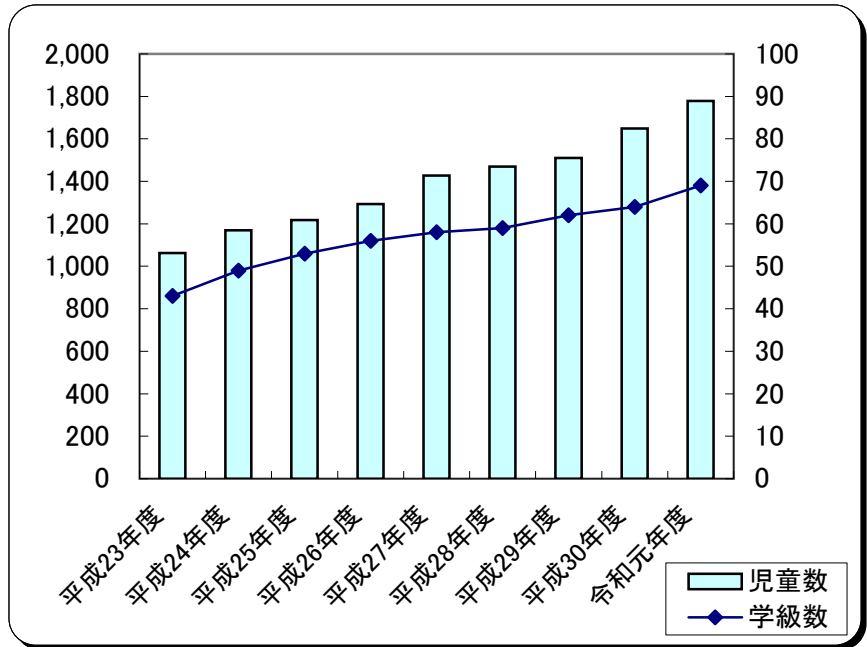
1 小学校

	児童数	学級数	市町数
平成23年度	1,063	43	21
平成24年度	1,169	49	22
平成25年度	1,218	53	23
平成26年度	1,293	56	23
平成27年度	1,427	58	24
平成28年度	1,470	59	24
平成29年度	1,510	62	24
平成30年度	1,649	64	25
令和元年度	1,778	69	25

※政令市を除く

未開設

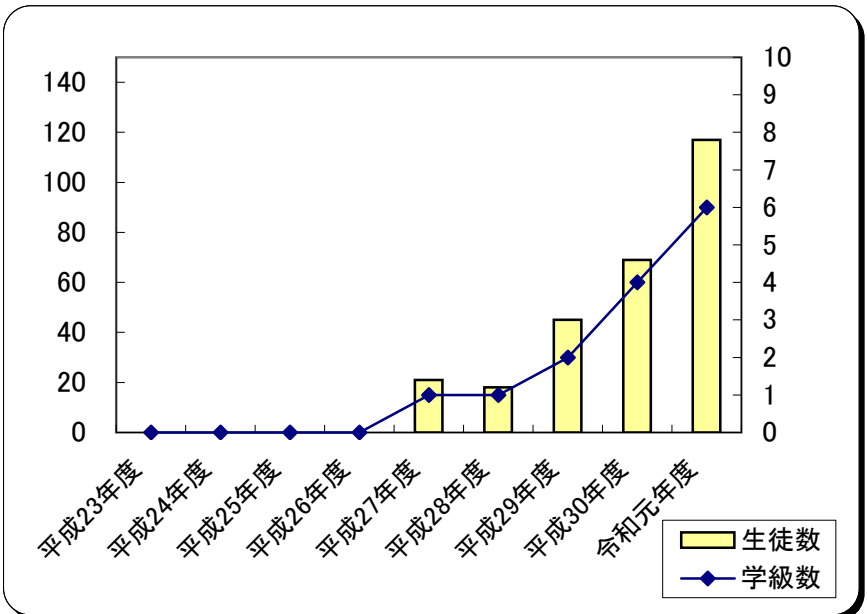
東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 小山町 川根本町



2 中学校

	生徒数	学級数	市町数
平成23年度	0	0	0
平成24年度	0	0	0
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	21	1	1
平成28年度	18	1	1
平成29年度	45	2	2
平成30年度	69	4	4
令和元年度	117	6	6

※政令市を除く



静岡県における特別支援教育の在り方

(特別支援教育課)

1 策定の経緯

静岡県の特別支援教育は、「静岡県における今後の特別支援教育の在り方について－共生・共育を目指して－」（平成17年3月報告）に基づき進められてきた。

「障害者権利条約」への署名、批准、「差別解消法」の施行、中教審の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告等、この10年に示された国の方向性を受けて見直し、新たに平成28年4月に「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－『共生・共育』を目指して－」を策定した。

2 概要

(1) 特別支援教育の基本的考え方

静岡県では、これまで実施してきた「心のユニバーサルデザイン」の視点に立つ「共生・共育」に向けた特別支援教育を推進し、社会全体に広げていくことで「共生社会」の形成を目指す。

「共生・共育」を実現するために、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた6つの視点から、各学校段階の支援を充実させる。

< 6つの視点 >

- ① 支援体制の整備
- ② 多様な学びの場の環境整備
- ③ 個に応じた指導の充実
- ④ 学校間の連携と「交流及び共同学習」
- ⑤ 関係機関との連携と外部人材の活用
- ⑥ 専門性の向上

(2) 各学校段階における特別支援教育

これまでの取組の機能の充実や向上、連携を強化する方向で推進する。

幼稚園等	①園内の支援体制の充実 ②「ことばの教室」を含め、幼稚園等と療育施設の並行通園等学びの場の柔軟な対応 ③個別の指導計画の作成 ④学齢期への確実な引継ぎ ⑤早期支援を支える関係機関支援システムの構築 ⑥幼児教育段階の専門性の向上
小・中学校	①校内の支援体制の機能の向上 ②特別支援学級、通級指導教室、通常の学級における柔軟で連続性のある学びの場の整備 ③キャリア教育の推進と柔軟な進路決定 ④幼稚園等から小学校、中学校から高等学校への確実な情報の引継ぎ ⑤相談支援体制を含めた関係機関との連携の多様性と強化 ⑥研修のさらなる充実と人事的配慮

高等学校	①校内の支援体制の機能の向上 ②特別な教育課程(通級指導)の研究 ③個別の指導計画の作成、 ④中学からの情報の確実な引継ぎ ⑤関係機関や特別支援学校との連携 ⑥特別支援教育コーディネーターを含めた全教職員の専門性向上
特別支援学校	①特別支援学校のセンター的機能として、小中学校への直接的支援からネットワークの連携の強化へ ②施設・設備の適正な規模と配置 ③障害の多様化、重複化に対応できる教育内容の充実 ④「交流及び共同学習」の組織的、計画的な実施と副次的な籍の検討 ⑤地域の支援システムへの参画 ⑥多様化する障害に対応できる専門性の向上と人事的配慮

(3) 地域における総合的な支援体制

市町における関係機関が連携して総合的な支援をする地域の支援システムが構築された現状を踏まえ、以下のとおり推進する。

乳幼児から生涯にわたる一貫した総合的な支援として、地域の支援システム組織、機能の充実や、居住地における「交流及び共同学習」の副次的な籍、「交流籍」の活用を推進する。

特別支援学校と居住地の小・中学校等との交流及び共同学習

(特別支援教育課)

平成29年5月に改定した「静岡県立特別支援学校における交流及び共同学習実施指針」に沿って実施している。

1 目的

- (1) 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒については、地域社会の中で生涯にわたって自信を持ってたくましく生きていく力を育てる。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する幼児児童生徒や地域の人々については、障害のある幼児児童生徒への理解を深め、思いやりの気持ちを育む。
- (3) 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒双方については、共に触れ合う経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性や多様性を尊重する心を育む。
- (4) 障害の有無に関わらず地域の中で共に支え合い育つ共生社会の実現を目指すとともに、その担い手となる人材を育成する。

2 実施内容

(1) 学校間交流

特別支援学校の幼児児童生徒と、所在地域の小学校等の幼児児童生徒が、特別活動、総合的な学習の時間、各教科の指導などを実施する。

(2) 地域交流

特別支援学校の幼児児童生徒と、所在地域の住民等とが、学校行事や地域活動などを実施する。

(3) 居住地における交流及び共同学習

特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒と、児童生徒の居住地にある小学校又は中学校の児童生徒が、特別活動、総合的な学習の時間、各教科の指導などを実施する。

(4) 「交流籍^{*}」を活用した交流及び共同学習（平成29,30年度はモデル的取組をする沼津市、藤枝市在住の小中学部の児童生徒のみ。31年度から全県実施）

特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒は、児童生徒の居住地にある小学校又は中学校に「交流籍」を置く。そして、「交流籍」を活用し、特別支援学校の児童生徒と、交流籍のある小学校又は中学校（「交流籍校」という。以下同じ。）の児童生徒が、特別活動、総合的な学習の時間、各教科の指導などを実施する。

※「交流籍」…県立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小学校又は中学校に置く「副次的な籍」のこと。
なお、対象児童生徒の学籍は、特別支援学校に置く。

3 平成30年度実績

38校の特別支援学校が、128校園及び310団体と学校の所在地域における交流及び共同学習を実施した。

また、特別支援学校に在籍する508人（29年度実績424人）の幼児児童生徒が、自分の居住地にある327校において、交流及び共同学習を実施した。

特別支援学校（視覚・聴覚）における早期教育等の現状

(特別支援教育課)

1 早期教育の必要性

乳幼児期は、心身の発達が著しく、人間としての基礎を培う上で極めて重要な時期である。

特に、障害のある子どもにあつては、できる限り早期に障害を発見し、その発達に即した教育を行い、乳幼児の障害の状態を改善及び克服させ、望ましい成長を図ることが必要である。

2 早期教育の現状

(1) 令和元年度幼稚部 幼児・学級数（令和元年5月1日現在）

学校名	0～2歳	3歳	4歳	5歳	合計	学級数
沼津視特		0	2	0	2	1
静岡視特		0	2	0	2	1
浜松視特		0	0	2	2	1
沼津聴特	13	7	5	0	12	3
静岡聴特	0	0	2	3	5	2
浜松聴特	0	2	3	4	9	3
合計	13	9	14	9	32	11

* 0～2歳児については教育相談として実施する。

* 合計数、学級数とも3歳～5歳児の数

* 視特：視覚特別支援学校、聴特：聴覚特別支援学校

(2) 視覚に障害がある幼児

平成10年度、静岡盲学校に乳幼児を対象にした超早期教育として、乳幼児教室を開設。平成17年度からは浜松盲学校にも相談員を配置し、浜松医科大学との連携を進めている。沼津視覚特別支援学校には、静岡視覚特別支援学校に配置された相談員が訪問し、相談・指導を実施している。

(3) 新生児聴覚スクリーニング検査フォローアップ事業（健康福祉部との連携）

静岡県乳幼児聴覚支援センターが、新生児聴覚スクリーニング検査の結果により聴覚に障害のある、または疑いのある乳幼児及びその親、家族に対する支援として、必要な治療のための医療機関、療育のための機関（特別支援学校等）へとつなげる支援を行っている。医療、保健、福祉機関等と相談支援の状況等の情報把握を行う。

3 今後の方針

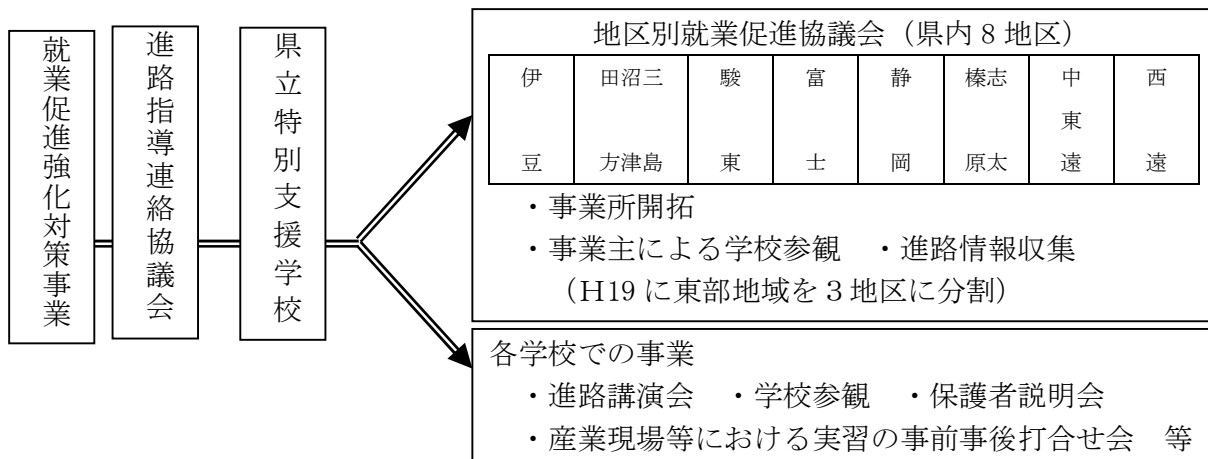
特別支援教育の体制を推進する中で、障害のある子どものための早期からの療育支援体制の確立に向け、福祉、保健、医療との連携をより進めていく。

特別支援学校における職業教育と進路指導の充実

(特別支援教育課)

1 就業促進強化対策事業

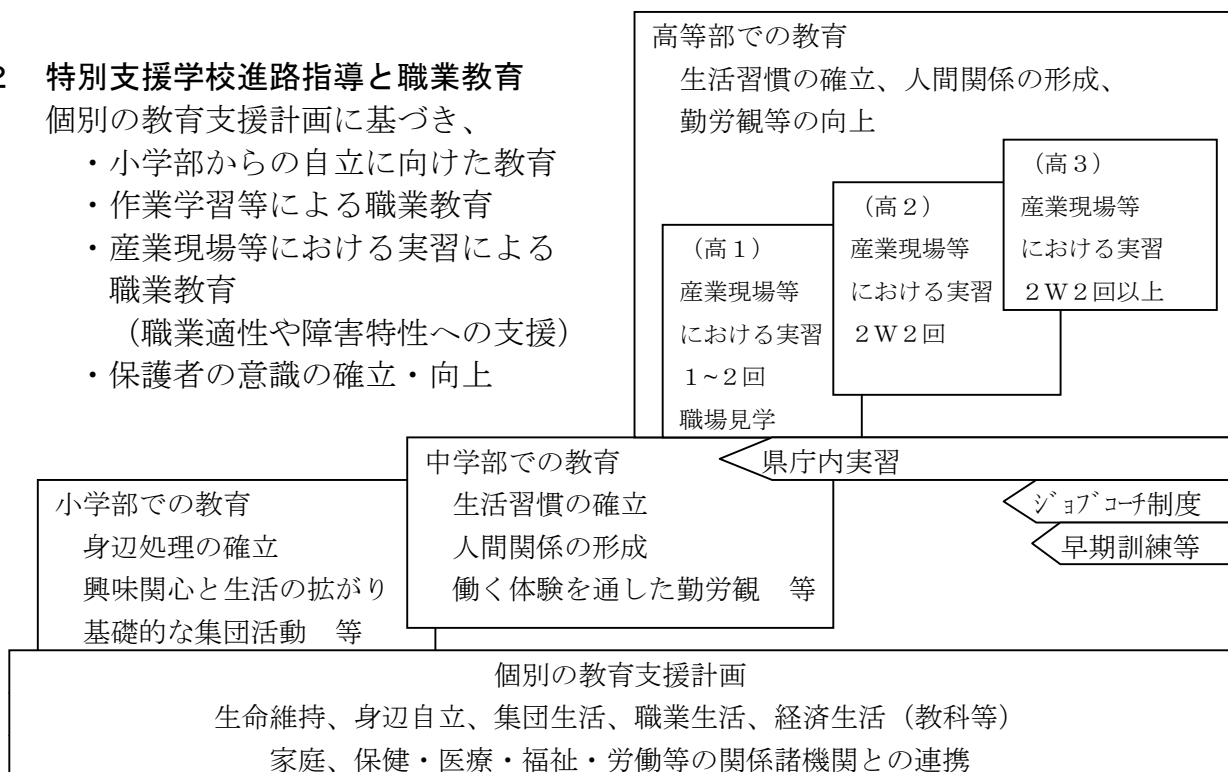
特別支援学校生徒が社会自立・社会参加を目指し、職場適応力や社会生活力を養うため、一定期間実際の事業所や障害福祉サービス事業所等において行う産業現場等における実習が、円滑かつ充実して行われるために、協力・依頼先の拡大を図る。



2 特別支援学校進路指導と職業教育

個別の教育支援計画に基づき、

- ・小学部からの自立に向けた教育
- ・作業学習等による職業教育
- ・産業現場等における実習による職業教育
(職業適性や障害特性への支援)
- ・保護者の意識の確立・向上



3 課題と対策

- (1) 高等部入学者の「身辺処理などの日常生活面」、「働くことへの意欲面」など多様化する実態に対し、一貫した職業教育充実のため、地域の中学校との一層の連携が求められる。
- (2) 障害や受入先の対応、景気の動向などの問題により離職・退所となる場合もある。卒業後、安定継続した職業生活が送れるよう、地域による就業支援と生活支援の体制づくりのために関係諸機関への働き掛けや情報交換等が更に必要である。

特別支援教育充実事業（小・中学校の特別支援学級等における非常勤講師の配置）

（義務教育課）

1 目的

学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を有し、通常の学級に在籍する児童生徒及び多人数（7、8人）の自閉症・情緒障害学級に在籍する児童生徒の学習等を計画的にサポートする非常勤講師を配置し、当該児童生徒への特別な教育的支援の充実を図る。

2 概要：定数活用

(1) 対象

ア 通常学級配置非常勤講師

毎年9月時点の全県実態調査を元に、通常学級において発達障害がある児童生徒の出現率が高く、多動性・衝動性の強い児童生徒が多い学校がある市町へ派遣する。ただし、地域バランスを考慮し、該当校がない市町へも1人派遣する。

イ 特別支援学級配置非常勤講師

多人数（7、8人）の自閉症・情緒障害学級を有する学校がある市町へ派遣する。

(2) 業務内容

ア 通常学級配置非常勤講師

(ア) 障害に応じた個別の学習支援等（LD等）

(イ) 不注意、衝動、多動の抑制等に関する生活支援及び学習支援等（ADHD等）

イ 特別支援学級配置非常勤講師

(ア) 障害に応じた個別の学習支援及び指導 (イ) 個別の学習・生活支援及び指導

(3) 勤務形態

1日4時間を基本とし、週5日、年間35週（年間175日）の範囲内で校長が定める。

3 配置数

(人)

	【通常学級】			【特別支援学級】		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
令和元年度	70	31	101	36	7	43
平成30年度	77	34	111	24	9	33
平成29年度	79	38	117	20	7	27

4 成果及び課題

【成果】

- ・授業中、一斉の指示では動き出せない児童に個別に対応し、その子に合った具体的な指示を出すことで、授業に参加できるようになってきている。そのため、学習意欲が上がり、理解できることが増えてきている。
- ・興奮したり、無気力になったりする生徒に寄り添い、時間をかけて落ち着くまで話し相手になることで、生徒に安心感を持たせることができています。
- ・授業中、「分からない。」と言って困っている子どもを待たせることなく支援することができた。学習意欲や集中力の持続が難しい子どもが多い中、課題を解決しようとしているときに、即時支援、評価をすることが大変有効であった。
- ・指導した子供の様子を記録簿に細かく記載し、学級担任や教科担任への情報提供を行った。この記録については、ケース会議等で子供の実態を把握する際に大変役立った。

【課題】

- ・非常勤職員と担任、コーディネーターなどとの打合せやケース会議を行いたいが、勤務時間の関係から時間がとれない。
- ・大きな効果が感じられる配置事業であるので、児童が学校にいる時間をカバーできるよう年間の配当時数が増えると大変ありがたい。
- ・特別支援教育の支援を必要とする児童が増加傾向にあるため、できる限り複数配置されることを期待したい。

【参考】小・中学校の通常学級の状況に係る調査結果

「通常学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」概要（文部科学省調査）

1 調査方法

- (1) 時期 平成24年2月から3月
- (2) 対象 全国（岩手、宮城、福島の3県を除く）の公立小・中学校の児童生徒 53,882人（小学校 35,892人、中学校 17,990人）
- (3) 質問項目
 - I. 児童生徒の困難の状況
 - ①学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）
 - ②行動面（「不注意」「多動性－衝動性」）
 - ③行動面（「対人関係やこだわり等」）
 - II. 児童生徒の受けている支援の状況
※医師の診断でなく担任教員等の判断から、発達障害の可能性のある児童生徒の割合を調査した。

2 結果概要

- ア 調査対象となった通常学級の児童生徒のうち「知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされたのは**6.5%**
- | | |
|-------------------------|------|
| ①読み書きなどが困難な学習障害（LD）の可能性 | 4.5% |
| ②注意欠陥・多動性障害（ADHD）の可能性 | 3.6% |
| ③こだわりが強いなどの高機能自閉症の可能性 | 1.1% |
- ※複数の特徴が重なった児童生徒もあった
- イ 学年別では、学年が上がるにつれて減少傾向を示した
- | | | | | | | |
|-----|----|------|----|------|----|------|
| 小学校 | 1年 | 9.8% | 2年 | 8.2% | 3年 | 7.5% |
| | 4年 | 7.8% | 5年 | 6.7% | 6年 | 6.3% |
| 中学校 | 1年 | 4.8% | 2年 | 4.1% | 3年 | 3.2% |
- ウ 男女別では、男子9.3%、女子3.6%
- エ アのうち、現在又は過去に何らかの支援（通級指導、授業時間内外での個別の配慮・支援等）を受けていた児童生徒は58.2%

県立高校における特別支援教育

(高校教育課)

1 特別な教育的支援を必要とする生徒の状況

(「特別な教育的支援を必要とする生徒の調査」H30 高校教育課調べ)

(1) 対象 県立高校 90 校及び市立高校 5 校に在籍する全生徒

(2) 調査方法

H24 文部科学省調査で用いられたチェックシートを参考に、クラス担任や特別支援教育コーディネーター等複数の教員の視点から、学習面又は行動面で著しい困難を示し、特別な教育的支援を必要とする生徒を抽出した。

(3) 調査結果

- ・特別な教育的支援を必要とする生徒は 1,308 人、全体の生徒数に対する割合は 1.93%であり、5 年間で人数が 2 倍近く増加している。
- ・課程別では、学年制定時制で生徒全体に占める割合が 23.8%と高かった。

課程別	生徒数	該当者数	割合	参考：H25 調査	
				該当者数	割合
全日制	64,007 人	656人	1.02%	515 人	0.79%
単位制定時制	1,767 人	203人	11.49%	70 人	3.75%
学年制定時制	1,143 人	272人	23.80%	112 人	7.61%
通信制	998 人	177人	17.74%	(調査無)	
全体	67,915 人	1,308人	1.93%	697 人	1.02%

2 県の取組

(1) 学校支援心理アドバイザーの派遣 (H21～)

臨床心理士を「学校支援心理アドバイザー」として配置。高校からの要請に基づき、教職員に対して発達障害などの生徒に関する指導・助言、相談に応じている。令和元年度派遣校 34 校。

(2) コミュニケーションスキル講座 (H23～)

対人関係の構築が困難な生徒を対象に、専門的な支援を行う講座を、学校の授業がない土日などに 8 回程度開講。令和元年度受講者 14 人。

(3) 通級指導 (H30～)

ア 静岡中央高校（通信制）3 キャンパスで自校通級を実施 (H30～)

<令和元年度の状況>

- ・対象生徒 42 人。「自立活動」(年間 1 単位)として開設する。
- ・生徒ごとに作成した指導計画をもとに、「個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する。」ことを目指す。
- ・専門的スキルを有する支援員と同校教諭がチームティーチングにより指導を行う。
- ・個別指導を原則とし、必要に応じてグループ指導を取り入れる。
- ・個別・グループ指導に加え、レポートを課す(テストは実施しない)。

イ 令和元年 9 月から、希望する県立高校において、専門的スキルを持つ講師の巡回による通級指導を開始した。

<成果と課題>

- ・受講生徒の個別の指導計画をもとに、個々の指導内容を定め、個別指導やグループ指導を通して、多くの生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することができた。また、単位認定も行った。
- ・昨年度、受講した生徒の中には、今年度も継続して受講する生徒がおり、通級による指導に一定の効果があったと考えられる。
- ・通信制での通級の実施ということで、指導の成果を日常の生活や学校生活に活かす方策を考える必要がある。
- ・専門的なスキルを身につけた教員が少ないのが最大の課題である。小・中学校と異なり、特別支援学級や通級指導教室の設置がない高等学校の場合、教員がスキルを身につける場が公に用意されていない現状がある。そのため、国の加配がについても、適切な人材確保が難しい。

高校における精神科医への相談体制整備

(高校教育課・健康体育課)

1 目的

県立高校には、発達障害等があり特別な教育的支援が必要な生徒が在籍しており、学校では、これらの生徒並びにその保護者への対応や支援に努めている。しかしながら、その対応・支援は、主に教員が培った知見等に基づき行われており、障害の特性や状態等を踏まえた医療的アプローチはほとんど活用されていない。このため、医学の立場から指導助言を得られる体制を確保し、学校における適切な対応・支援に結び付けるとともに、教員の負担感を軽減する。

2 事業の概要

(1) 実施校

静岡中央高等学校 定時制の課程

(2) 実施頻度等

原則として、月1回程度、精神科医が学校を訪問（2時間程度）して実施。場合によっては、学校の特別支援コーディネーター等が精神科医を訪問して行う。

(3) 実施方法

・精神科医師が、学校で開催されるケース会議の場に参加し、学校からの生徒への指導、対応や保護者への対応等についての説明に対し、必要な助言を行う。

ア 医療の専門的立場からのアセスメント・判断に基づく個別生徒への対応や支援についての助言・指導

イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画についての助言・指導

ウ 保護者からの相談等への対応についての助言・指導

・内容にもよるが、1回の相談日につき、概ね4ケース程度を相談する。

・医師への相談が円滑に行われるよう、学校において、教育支援計画、指導計画やケースの概要をとりまとめた資料を用意する。

(4) 効果の検証

精神科医師への相談による効果（生徒や保護者への対応・支援について医師の助言・指導がどのように役立ったか、教員の指導方法の確認や負担感の軽減につながったか等）をとりまとめ、今後の体制構築に向けて検証していく。

(5) 成果と課題

・ケース会議に参加した教員からは、医学的な見地から専門家の意見を直接聞いたことによって、これからの方針を決定する大きなヒントになったと報告を受けている。

・東部地区や西部地区への拡大に向けて、精神科医の人材確保が課題である。

「ふじのくに障害者しあわせプラン」の概要と推進

(障害者政策課)

1 計画の概要

「ふじのくに障害者しあわせプラン」は、静岡県における障害者施策の基本的方向性を示す「障害者計画」(障害者基本法)と、その方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画である「障害福祉計画」(障害者総合支援法)及び「障害児福祉計画」(児童福祉法)の総称であり、障害者施策を総合的に推進していくためのものである。

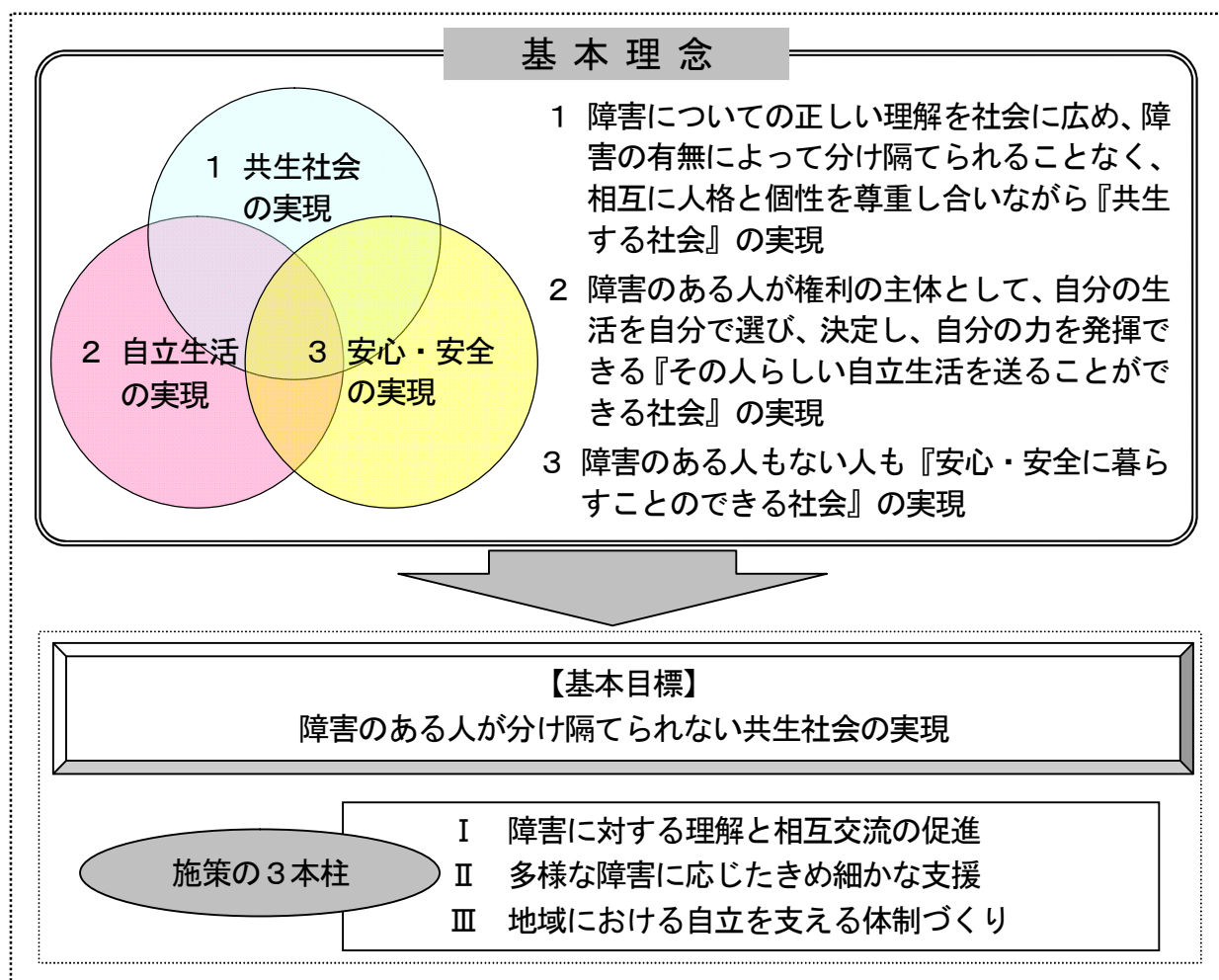
平成29年度には新たな「ふじのくに障害者しあわせプラン」を策定し、公表した。

(経緯)

- ・平成19年3月、障害者基本法に基づく「第2次静岡県障害者計画」及び障害者自立支援法(現在は障害者総合支援法)に基づく「第1期静岡県障害福祉計画」の双方を「ふじのくに障害者プラン21」として一体的に策定した。
- ・その後、平成21年度には「第2期静岡県障害福祉計画」を、平成24年度には「第3期静岡県障害福祉計画」を策定してきたが、平成25年7月に「第3次静岡県障害者計画」を策定したことに合わせ、「ふじのくに障害者しあわせプラン」と改称した。

2 第4次静岡県障害者計画(計画期間:平成30年度~平成33年度 4箇年)

(1) 計画の構成



(2) 計画骨子

基本理念

- 1 障害についての正しい理解を社会に広め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら『共生する社会』の実現
- 2 障害のある人が権利の主体として、自分の生活を自分で選び、決定し、自分の力を発揮できる『その人らしい自立生活を送ることができる社会』の実現
- 3 障害のある人もない人も『安心・安全に暮らすことのできる社会』の実現

【基本目標】 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

I 障害に対する理解と相互交流の促進

- 1 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進
 - (1) 差別のない社会づくり
 - (2) 権利擁護のための体制の充実
 - (3) 虐待防止対策の推進
 - (4) 啓発・広報活動の推進
 - (5) 地域福祉教育等の推進
 - (6) 関係団体等との連携強化
 - (7) 投票しやすい環境の整備
 - (8) 警察の捜査手続における配慮
- 2 障害者スポーツと文化芸術活動の振興
 - (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた支援
 - (2) 障害者スポーツの振興
 - (3) 文化芸術活動の振興

II 多様な障害に応じたきめ細かな支援

- 1 早期支援体制の整備
 - (1) 早期発見対策の充実
 - (2) 早期療育の充実
- 2 教育の振興
 - (1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実
 - (2) 特別支援教育の充実
 - (3) 高等部教育の充実
- 3 重症心身障害児(者)に対する支援の充実
 - (1) 重症心身障害児(者)に対する支援
- 4 発達障害のある人に対する支援の充実
 - (1) 発達障害のある人に対する支援
- 5 精神障害のある人に対する支援の充実
 - (1) 精神障害のある人に対する支援
- 6 難病のある人に対する支援の充実
 - (1) 難病患者に対する支援

III 地域における自立を支える体制づくり

- 1 相談支援体制の充実
 - (1) 相談支援の充実
 - (2) 相談支援従事者等の人材育成
- 2 暮らしを支える福祉サービスの充実
 - (1) 地域共生社会の推進
 - (2) 介護保険制度との連携
 - (3) 福祉人材の養成・確保
 - (4) 適切なサービスの確保
 - (5) コミュニケーション手段の確保による情報保障の充実
 - (6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充
 - (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発
- 3 施設や病院から地域生活への移行の促進
 - (1) 地域生活移行に向けたサービス環境の整備促進
 - (2) グループホーム等の整備・利用促進
 - (3) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実
 - (4) ボランティア・NPO活動の促進
 - (5) 地域福祉計画等の推進
 - (6) 施設サービスの充実
- 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進
 - (1) 就労支援の充実
 - (2) 雇用対策の推進
 - (3) 働きやすい環境づくりの推進
 - (4) 福祉的就労への支援
 - (5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進
- 5 地域での保健・医療体制の充実
 - (1) 健康づくりの推進
 - (2) 自殺総合対策の推進
 - (3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実
 - (4) 地域リハビリテーション体制の充実
 - (5) 質の高い医療の提供
- 6 施設の防災、防犯対策の推進
 - (1) 施設における防災体制・防犯対策の充実
- 7 安心して暮らせるまちづくり
 - (1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進
 - (2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進
 - (3) 地域における防災体制の充実
 - (4) 防犯対策の推進
 - (5) 交通安全対策の推進
 - (6) 消費者としての利益の擁護及び増進

3 第5期静岡県障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画

(計画期間：平成30年度～平成32年度 3箇年)

(1) 特徴（ポイント）

障害のある人が必要とする障害福祉サービス等が適切に提供されることを目指し、全県及び8つの障害保健福祉圏域ごとに、次のことを定めた。

- ・ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）
- ・ 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量確保のための方策（活動指標） 等

(2) 成果目標（サービス提供体制の確保に係る目標）の設定

国の基本指針に基づき、第4次静岡県障害者計画の基本目標である「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」に向けて、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次のサービス提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定。

表 主な成果目標

区 分	成果目標の内容
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成28年度末時点の福祉施設入所者数(3,427人)のうち、 ①3.4%に当たる115人を平成32年度までに削減 ②9.0%に当たる309人を平成32年度末までに地域生活へ移行
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成32年度末までに保険、医療、福祉関係者による協議の場を、圏域単位では全8圏域で、市町単位では15市町で設置
	平成32年度における精神科病院入院者の退院率を、①入院後3か月時点で69%以上、②入院後6か月時点で84%以上、③入院後1年時点で90%以上 平成32年度末時点の1年以上長期入院患者数を、平成28年6月末時点から286人以上減少
地域生活支援拠点等の整備	「親亡き後」を見据えた障害者の地域生活のための機能集約拠点を、平成32年度末までに県全体で13箇所以上設置
福祉施設から一般就労への移行	平成32年度における福祉施設から一般就労に移行する人の数が、平成28年度実績の1.48倍以上
	平成32年度末における就労移行支援事業所の利用者が、平成28年度末実績の1.27倍以上
障害児支援の提供体制の整備等 ※	平成32年度末までに、児童発達支援センターを14市町・5圏域で設置し、保育所等訪問支援を利用できる体制を31市町で構築
	平成30年度末までに医療的ケア児のための関係機関の協議の場を県、圏域単位では全8圏域、市町単位では15市町・5圏域で設置

※国の指針では、市町が設置を行う事業所や協議の場は、圏域単位での設置も可

(3) 活動指標（成果目標を達成するために必要なサービス量）の設定

成果目標を達成するために必要とされる障害福祉サービス等の量（活動指標）を設定。

○主なサービスの設定

(単位:人、%)

第4期計画	実績			計画	
	H30実績 (A)	H30計画 (B)	進捗率 (A/B)	R1計画 (C)	対H30実績 必要増加率 (C/A)
訪問系サービス	4,056	4,665	86.9%	4,900	120.8%
日中活動系サービス	19,111	20,189	94.7%	21,162	110.7%
グループホーム	1,965	2,020	97.3%	2,129	108.3%
児童通所系サービス	10,907	9,670	112.8%	10,704	98.1%

<参考> 「ふじのくに障害者しあわせプラン」計画期間

計画		年度															
		H15 ~ 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
ふじのくに 障害者 しあわせ プラン	障害者計画	1次	第2次計画					第3次計画					第4次計画				
	障害福祉計画	(H18~) 第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画		第5期計画					
	障害児 福祉計画											第1期計画					

障害のある人に対する就労支援

(障害者政策課)

1 障害のある人に対する支援策

(1) 相談

ア 障害者働く幸せ創出センターでの働くことに関する総合相談窓口開設

	区 分	内 容
	場 所	5 風来館 4 階 (静岡市葵区呉服町)
令和 元 年 度	管理運営委託先	特定非営利活動法人 オールしずおかベストコミュニティ
	開館日時	平日 (月～金) 及び第 4 日曜日の 9:00～18:00 (祝日及びお盆、年末年始を除く。)

イ 障害者就業・生活支援センターにおける生活支援の相談

生活支援担当職員を各 1 名配置

圏域	センター名	委託先
賀茂	わ	(福) 覆育会
熱海伊東	おおむろ	(福) 城ヶ崎いこいの里
駿東田方	ひまわり	(福) あしたか太陽の丘
富士	チャレンジ	(福) 誠信会
静岡	さつき	(福) 明光会
志太榛原	ぼらんち	(特) 空と大地と
中東遠	ラック	(福) 明和会
西部	だんだん	(医社) 至空会

(2) 施設等での訓練

ア 就労訓練を行う障害福祉サービス

区 分	事業所数 (H31. 4. 1現在)
就労移行支援	94か所
就労継続支援 (A型)	103か所
就労継続支援 (B型)	354か所
就労定着支援	37か所
自立生活援助	7か所

イ 知的障害者居宅介護職員養成研修事業 (令和元年度)

項 目	内 容
実施地区	県内 4 地区 (東部・中部・西部・伊豆地区)
委 託 先	一般社団法人静岡県社会就労センター協議会
対 象 者	障害のある人で介護現場等へ一般就労を希望する人
講義時間	195時間+修了試験 (1 時間)
受講者数	東部・中部・西部地区: 25名 伊豆地区: 募集中
研修期間	東部・中部・西部地区: 令和元年 8 月～令和元年 12 月 伊豆地区: 令和元年 9 月～令和元年 12 月
内 容	身体介護を含む訪問介護を学ぶ研修

発達障害者支援センターの機能強化

(障害福祉課)

1 要旨

- ・発達障害者支援センターについては、相談内容が複雑化・多様化する中、県民により身近な場所で専門的な支援を提供する体制を整えるため、令和2年4月から、**東部発達障害者支援センターと中西部発達障害者支援センターの2か所体制**とするとともに、運営を発達障害のある人への支援の専門的な知識や経験のある**民間法人に委託**することとし、4月5日から委託法人の公募を行った。
- ・令和元年5月31日に発達障害者支援センター運營業務委託先審査選定委員会を開催し、応募のあった2法人について、専門性が高く、運営を委託する法人として適当であるとの意見を得て、委託法人として選定し、7月31日に委託契約を締結した。

2 委託内容

区分	現在 (～令和2年3月)	再配置 (令和2年4月～)	
		東部センター	中西部センター
委託先	県直営	特定非営利活動法人 自閉症 e サービス	一般社団法人 たけのこ
設置場所	静岡市内 (沼津市：出張相談)	沼津市内 (沼津駅から徒歩約8分)	島田市内 (島田駅から徒歩約5分)
所管地域	政令市を除く 全域	賀茂、熱海伊東、 駿東田方、富士	志太榛原、中東遠、 湖西市
職員体制 (非常勤含む)	12人 (うち医師1人)	9人 (うち医師1人)	7人 (うち医師1人)
業務内容	相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び研修 (医師による医学的判断・診断的評価も実施)		

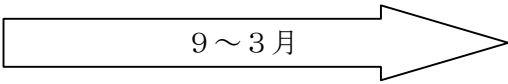
3 委託法人の概要

	東部センター	中西部センター
法人名	特定非営利活動法人自閉症 e サービス	一般社団法人たけのこ
所在地	大阪府大阪市中央区上本町	大阪府箕面市萱野
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○自閉症を始めとした発達障害児者支援 ・支援者向け講座等人材育成 ・支援機関へのコンサルテーション ・障害福祉サービス事業 ○全国ネットの構築 ・県内にも「自閉症 e サービス @しずおか」あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害児療育事業、就労支援事業 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス ・就労継続支援B型事業所 ○発達支援プログラム等の開発 ((公社)子どもの発達科学研究所 (浜松市に事業所あり) と連携)
配置予定職員 (主な経歴)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援施設長経験者 ・県発達障害者支援センター経験者 (2人) ・障害福祉事業所経験者 ・療育センター経験者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設長経験者 ・県発達障害者支援センター経験者 ・特別支援学校経験者 ・保育所、障害児通所施設経験者 等

4 業務委託

区分		内容
相談支援業務	継続的相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の了解を得て、県職員とチーム（県職員1人+法人職員1人）を組んで相談対応（×2チーム） 複数回相談があった場合は、徐々に法人職員（2人）にシフトして、継続相談案件を引継ぎ
	新規相談	<ul style="list-style-type: none"> 法人職員（2人）による新規相談対応
事務引継等業務		<ul style="list-style-type: none"> 研修事業の実施、連絡会への参加等 各支援機関等の現状と課題を共有し、質の高い発達障害者支援につなげていく
新センター開設準備業務		<ul style="list-style-type: none"> 設備整備に伴う工事発注・完成検査等業務 事務所借上げに伴う支払等業務 事務所開設準備

5 スケジュール

	R元. 7月	R元. 8月	R元. 9月～R2. 3月	R2. 4月
法人選定	● 7/31 契約			新センター開設
法人業務(委託)	 9～3月 東部2人・中西部2人への業務引継ぎ 借上事務所の施設等整備			

6 予算

(単位：千円)

区分		内容	H30当初	R元当初	
発達障害者支援センター運営費	現センター運営	<ul style="list-style-type: none"> 本所（静岡総合庁舎内） 相談支援、人材育成ほか 	29,830	28,870	
	新センター整備	センター業務委託（R元. 9～）	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援 	—	14,634
		施設等借上げ（R元. 8～）	<ul style="list-style-type: none"> 事務所賃借料、光熱水費ほか 	—	41,888
		施設整備等	<ul style="list-style-type: none"> 回線工事、レイアウトほか 	—	36,660
		開設準備	<ul style="list-style-type: none"> 備品整備、広報啓発ほか 	—	10,128
			小計	—	103,310
			計	29,830	132,180
東部地域発達障害者支援体制強化事業費		<ul style="list-style-type: none"> 県東部地域の支援体制を強化 相談支援、人材育成、医療機関研修ほか 	29,100	29,250	
		合計	58,930	161,430	

7 審査選定委員会の概要

ア 開催概要

開催日時	令和元年5月31日（金）午後1時30分～5時	
場 所	障害者働く幸せ創出センター（5風来館）	
委 員	小出 隆司	静岡県手をつなぐ育成会 会長
	津田 明雄	静岡県自閉症協会 会長
	出水 巖生	静岡県知的障害者福祉協会 副会長
	高木 誠一	特定非営利活動法人静岡県作業所連合会・わ 理事長
	香野 毅	静岡大学教育学部 教授
	伊賀 匡	教育委員会特別支援教育課長
	佐々木 よしえ	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部 静岡障害者職業センター所長
	田光 祥浩	健康福祉部障害者支援局長
審査方法	審査は、39項目計270点満点として8人により審査し、6割（1,296点）以上が合格ライン。結果、（特非）自閉症eサービス、（一社）たけのこの両者とも合格となった。	

イ 委員意見等

- ・東部、中西部とも発達障害に関して専門性を有する法人で、経験を有するスタッフがおり、安心した。
 - ・県内各地域において、発達障害者支援センターが学校や相談事業所などの関係機関が連携し、発達障害のある人への支援体制が整備されることを期待する。
- 等

8 他県の状況

(1) 委託

平成30年6月1日現在、全国98か所の発達障害者支援センターのうち3/4が、民間法人等に委託している。

直営 26か所	仙台市（2）、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、さいたま市、神奈川県、相模原市、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市、新潟県、石川県、神戸市、岡山市、徳島県（2）、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県
------------	---

(2) 複数配置

17 道県市	北海道（3）、青森県（3）、仙台市（2）、埼玉県（2）、千葉県（2）、横浜市（2）、三重県（2）、石川県（2）、福井県（3）、滋賀県（2）、兵庫県（6）、岡山県（2）、徳島県（2）、福岡県（2）、佐賀県（2）、熊本県（2）、宮崎県（3）
-----------	--

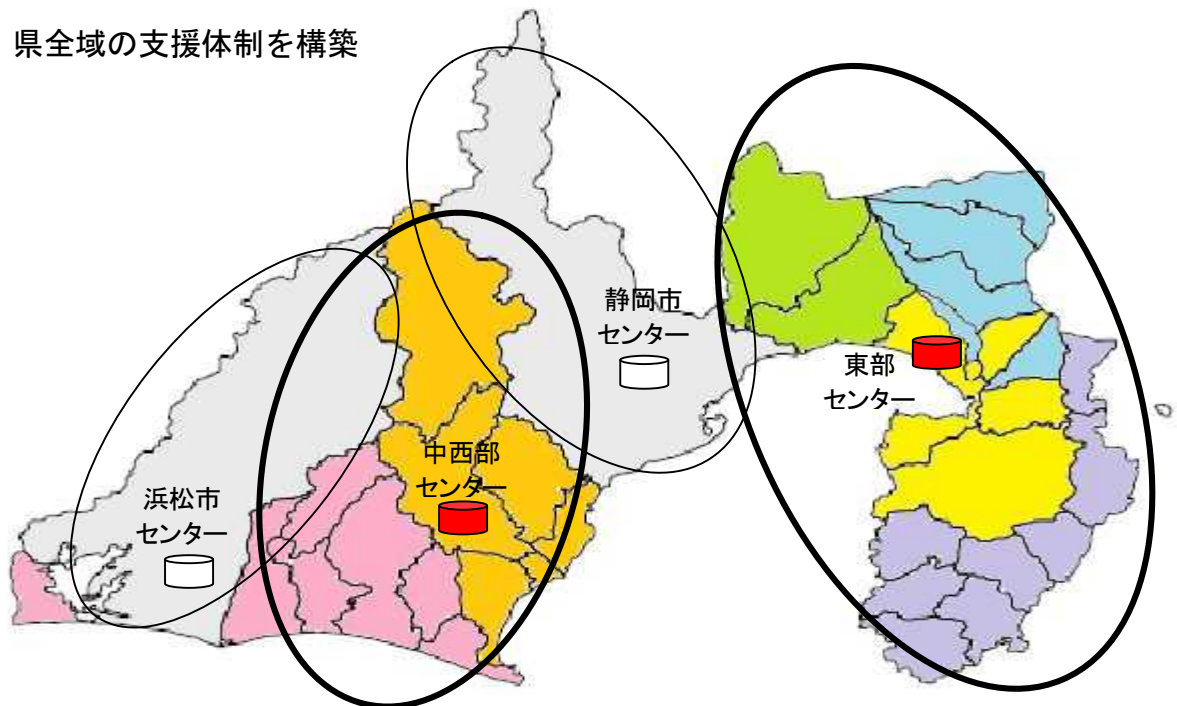
※（ ）は、か所数

9 債務負担行為の設定

令和元年度の県発達障害者支援センターにおける相談支援業務の一部委託については、2020年度以降の発達障害者支援センター運營業務委託と一体の業務であるため、債務負担行為を設定している（令和2～6年度（5か年分））。

事項	期間	摘要
発達障害者支援センター運營業務委託契約	令和元～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為限度額（令和2～6年度分） … 710,000千円 ・委託予定額（令和元～6年度分） … 803,000千円 ・令和元年度計上予算額 … 93,000千円

県全域の支援体制を構築



（参考1）発達障害者支援センターにおける新規相談実績

（単位：件）

区分		H20	H27	H28	H29	H30
新規相談件数		745	1,436	1,431	1,379	1,024
地域別	東部 （富士以东）	328 (44.0%)	718 (50.0%)	658 (46.0%)	593 (43.0%)	473 (46.2%)
	中西部 （藤枝以西）	198 (26.6%)	374 (26.0%)	418 (29.2%)	442 (32.1%)	306 (29.9%)
	政令市	141 (18.9%)	247 (17.2%)	264 (18.4%)	225 (16.3%)	173 (16.9%)
	県外・不明	78 (10.5%)	97 (6.8%)	91 (6.4%)	119 (8.6%)	72 (7.0%)
年齢別	18歳以下	595 (79.9%)	549 (38.2%)	454 (31.7%)	451 (32.7%)	319 (31.2%)
	19歳以上	132 (17.7%)	802 (55.9%)	917 (64.1%)	862 (62.5%)	668 (65.2%)
	不明	18 (2.4%)	85 (5.9%)	60 (4.2%)	66 (4.8%)	66 (3.6%)

(参考2) 発達障害者支援センターにおける新規相談実績 (年齢別) (単位: 件)

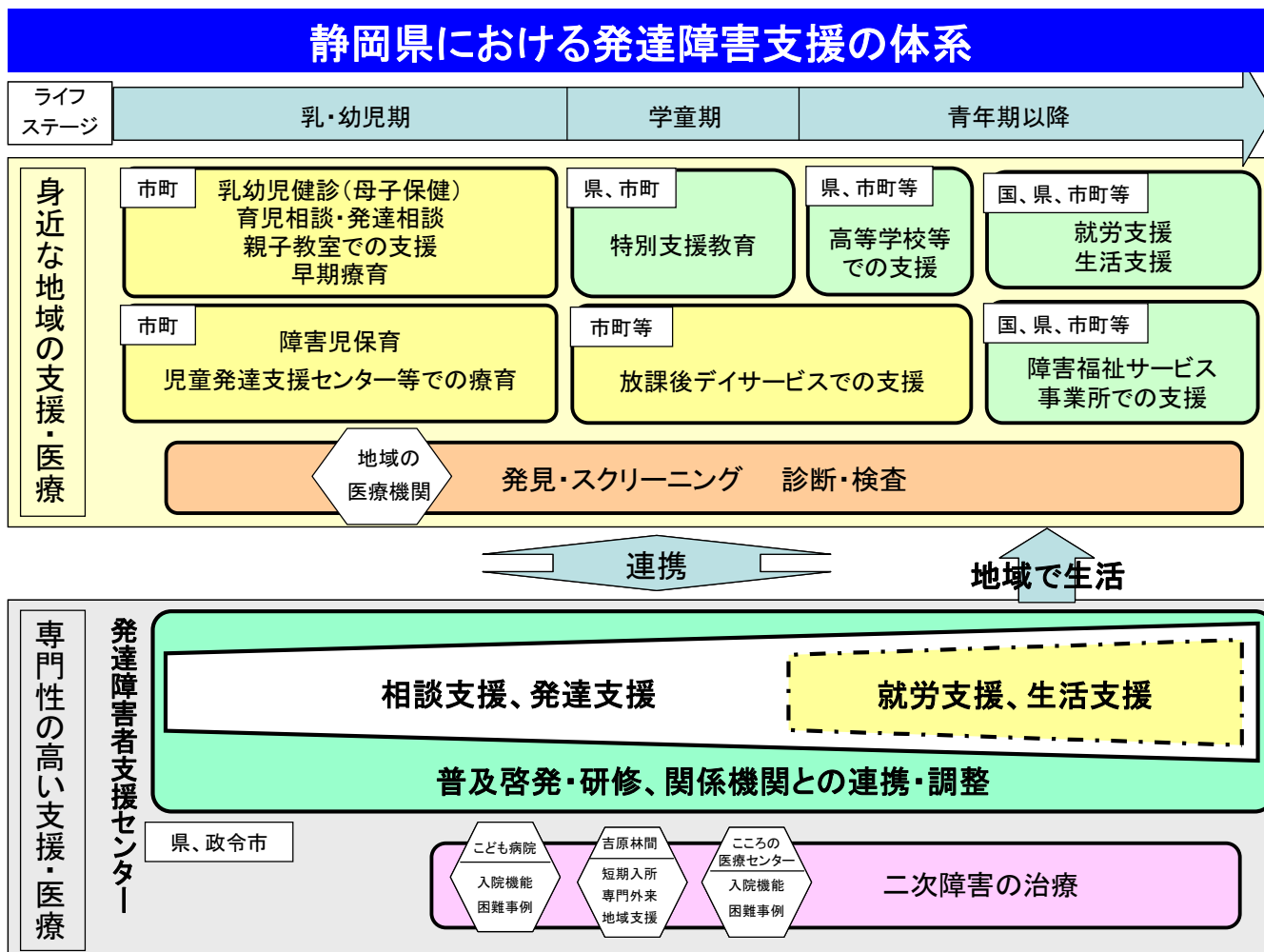
	H20	H27	H28	H29	H30
新規相談件数	745	1,436	1,431	1,379	1,024
就学前	101 (13.6%)	85 (5.9%)	86 (6.0%)	63 (4.6%)	55 (5.4%)
小学生	321 (43.1%)	224 (15.6%)	179 (12.5%)	198 (14.3%)	117 (11.4%)
中学生	101 (13.6%)	135 (9.4%)	96 (6.7%)	88 (6.4%)	65 (6.4%)
高校生・ 青年(19歳未満)	72 (9.7%)	105 (7.3%)	93 (6.5%)	102 (7.4%)	82 (8.0%)
19歳以上	132 (17.7%)	802 (55.8%)	917 (61.4%)	862 (62.5%)	668 (65.2%)
不明	18 (2.4%)	85 (5.9%)	60 (4.2%)	66 (4.8%)	37 (3.6%)

※主な相談内容…診断・相談・支援を受けられる機関について、生活面・家庭で家族ができること、発達障害かどうか知りたい 等

(参考3) 教育委員会主催の研修会等への講師派遣 (H30年度)

研修名	実施日	主催	内容
東部地区特別支援学校間ネットワーク担当者会議	H30.10.4	東部地区特別支援学校間ネットワーク	事例検討への助言
新規採用養護教員校外研修	H30.12.3	県教育委員会健康体育課	講義「発達障害について」

(参考4)



1 (2) 外国人児童生徒等に対する教育に関する資料

項 目	頁
多文化共生施策の推進	34
多文化共生推進本部における対応状況（日本語による教育の推進）	35
小・中学校における外国人児童生徒等への対応	37
小・中学校における日本語指導の現状	40
中学校夜間学級（夜間中学）	41
県立高校における外国人生徒への支援	42
子どものための日本語学習支援基金 ～外国人の子ども教育支援基金事業～	45

多文化共生施策の推進

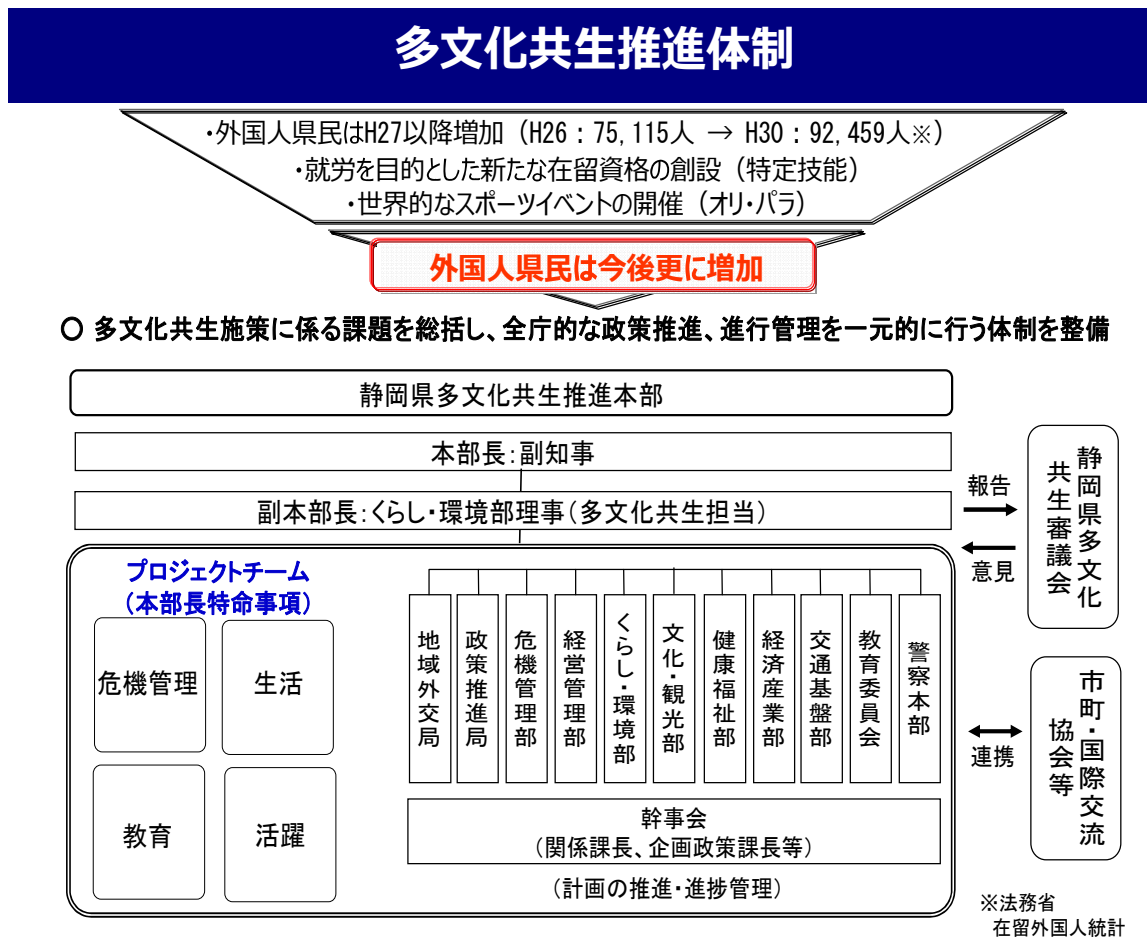
(多文化共生課)

1 要 旨

新たな在留資格の創設等に伴い、外国人県民の増加が見込まれる中、今後の社会情勢の変化や新たな課題に迅速に対応していくため、静岡県多文化共生推進本部（以下「推進本部」という。）を中心とした多文化共生推進体制を拡充・強化する。

2 推進体制

- ・推進本部会議を計画的に開催し、全庁的な施策推進、進行管理
- ・副本部長（くらし・環境部理事（多文化共生担当））を置き、全庁調整を迅速化
- ・部局横断的な課題に対応するため、「危機管理・生活・教育・活躍」の4つのプロジェクトチームを設置
- ・課題の整理、施策の検討を行い、必要に応じ予算措置



3 各プロジェクトチームにおいて優先的に取り組むテーマ

PT	テーマ
危機管理	災害時における外国人への情報発信の強化
教育	将来を見据えた子どもの教育支援
生活	外国人が安心して受診できる体制の整備
活躍	(昨年度のPTで検討した今年度事業の進捗状況を踏まえ今後検討)

多文化共生推進本部における対応状況（日本語による教育の推進）

（多文化共生推進本部教育プロジェクトチーム(PT)）

1 多文化共生推進体制の構築

- ・外国人県民はH27以降増加傾向（H26：75,115人→H30：92,459人）
- ・就労目的の新たな在留資格の創設（特定技能）、世界的なスポーツイベントの開催（オリ・パラ）等により更なる増加が見込まれる



- ・本年度、多文化共生推進本部（本部長：副知事）を設置し、全庁的な政策を推進
- ・本部長の下、4つのプロジェクトチーム（教育、危機管理、生活、活躍PT）を設置
- ・教育PTでは「将来を見据えた子供の教育支援（日本語指導等）」を最重点に検討（主な構成課：教育政策課、義務教育課、くらし・環境部多文化共生課）

2 現状と課題（PTでの検討）

（1）外国人児童生徒等の増加

外国人児童生徒が増加しており、現状、そのうちのかなりの児童生徒が日本語能力が不十分で、特別な指導・支援が必要となっている。

項目	H27	H30
外国人児童生徒数（小・中・高、政令市含む）	4,871人	5,888人
日本語指導が必要な児童生徒数（小・中）	1,305人	1,827人
日本語指導が必要な児童生徒数（特支）	—	38人
日本語指導が必要な生徒数（高校）	—	178人

（2）市町における支援員等の配置等

一部の市町では、小中学校への支援員等の配置や就学前の指導（プレクラス）を行っているが、市町により取組に差が生じている。

項目	H27	H30
支援員等の設置市町数	16市町	18市町
配置されている支援員等の数	73人	112人 市町ごと1人～31人
日本語指導が必要な児童生徒が在籍していても支援員等を配置していない市町数	6市町	7市町
プレクラス等設置市町数	7市	7市

3 PTにおける対応案（下線は9月補正予算関係）

日本語による教育を実践するため

- （1）外国人児童生徒への日本語指導を行う教員（非常勤講師）の配置
- （2）市町支援員等の設置充実の働きかけ及び支援策（財政支援含む）検討
- （3）各市町・学校の対応が容易となるような環境を整備
（取組例）
 - ・日本語指導に係るスキル向上のため、教員や支援員等を対象にした研修
 - ・学校において「やさしい日本語」を普及するためのモデル事業
 - ・特別支援教育（県立学校含む）支援のためバイリンガル相談員派遣の充実
 - ・保護者等のための多言語リーフレットの作成

4 令和元年度9月補正予算

日本語指導を必要とする子ども支援事業費（37,000千円）

外国人児童生徒の増加に対応するため、小・中学校に非常勤講師を配置するなど新たな支援策を実施する。

区 分	内 容	9月補正
非常勤講師の配置	外国人児童生徒に対する特別の教育課程を編成し、日本語指導を行うための非常勤講師を小・中学校に配置 ・70人（17市町 週10時間/人）	31,603千円
学校における「やさしい日本語」活用推進	「やさしい日本語」の活用推進のため、アドバイザーを学校に派遣（モデル校2校）	2,518千円
支援員養成研修	県内市町が任用する支援員を養成する研修の開催 ・3会場×3回	2,095千円
リーフレット作成	保護者等が日本の学校制度を理解するためのリーフレットを作成 1,500部（ポルトガル語・フィリピン語、スペイン語）	784千円

小・中学校における外国人児童生徒等への対応

(義務教育課)

1 外国人児童生徒等への対応

外国籍・日本国籍を問わず、日本語で日常会話が十分にできない者や、日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者については、「日本語指導が必要な児童生徒」として、必要な指導を行っている。(外国籍の児童生徒については就学義務はないが、基本的に日本国籍の児童生徒と同様の扱いをしている。)

2 在籍の状況 (政令市除く)

県内で日本語指導を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、県西部に集住傾向があるが、近年、県東部に少数在籍校が増加してきている(散在化)。また、ポルトガル語を母語とする児童生徒が半数を占める。

(1) 日本語指導を必要とする児童生徒数の変遷 (単位：人)

年度	国籍	H23	H25	H28	H29	H30	R1
小学校	外国籍	942	886	1,013	1,124	1,280	1,402
	日本国籍	—	123	91	66	117	117
中学校	外国籍	394	356	358	338	394	465
	日本国籍	—	34	22	12	36	46
合計		1,336	1,399	1,484	1,540	1,827	2,030

—：データなし

(2) 日本語指導を必要とする児童生徒の市町別在籍状況 (R1.5.1 現在) (単位：人)

沼津市	熱海市	三島市	富士宮市	伊東市	富士市	御殿場市	下田市	裾野市	伊豆市	
117	1	7	31	12	139	47	1	8	0	
伊豆の国市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	函南町	清水町	長泉町	小山町	静東計
3	2	0	3	0	0	0	51	0	0	422
島田市	焼津市	掛川市	藤枝市	御前崎市	菊川市	牧之原市				
20	227	151	74	36	163	55				
吉田町	川根本町	磐田市	袋井市	湖西市	森町					静西計
40	2	428	266	142	4					1,608

※参考 静岡市 107 人・浜松市 1,359 人

(3) 言語別児童生徒数 (R1.5.1 現在) (単位：人)

	ポルトガル	スペイン	フィリピン	英語	中国語	ベトナム	その他	合計
小学校	811	155	340	18	71	23	101	1,519
中学校	244	43	150	8	28	3	35	511
合計	1,055	198	490	26	99	26	136	2,030
構成比	52.0%	9.8%	24.1%	1.3%	4.9%	1.3%	6.7%	100.0%

3 学校等での指導

学校では、一人一人の滞在期間や日本語習得状況、生活への適応状況などを考慮して、特別の教育課程を編成し、指導を行っている。

(1) 学習内容

- ① サバイバル日本語（日本の学校生活や社会生活について必要な知識）
- ② 日本語基礎（文字や文型など、日本語の基礎的な知識）
- ③ 教科指導（必要な教科等の内容と日本語の表現を組み合わせて学ぶ）

(2) 指導方法

- ・ プレクラス（学校外）
就学前に年齢や日本語能力に応じた日本語指導を行う。
- ・ 取り出し授業
一人一人の状況に応じて特別の教育課程を編成し、別教室できめ細かな指導を行う。
- ・ 入り込み授業
在籍する学級で他の児童生徒とともに授業を受ける際に、支援員等が近くで個別に支援する。

特別の教育課程の編成状況（令和元年5月1日現在）（単位：人）

区 分		平成 30 年度		令和元年度	
		要日本語	うち特別課程 で対応	要日本語	うち特別課程 で対応
小学校	外国籍	1,280	912	1,402	1,038
	日本国籍	117	61	117	77
中学校	外国籍	394	242	465	322
	日本国籍	36	16	46	20

4 指導を進めるための取組

(1) 市町における支援員等の配置等

市町立小・中学校の児童生徒への対応は学校設置者である市町教育委員会が行っている。

一部の市町では、外国語に堪能な支援員等の配置や就学前の指導（プレクラス）を行っているが、市町により取組に差が生じている。

項 目	平成 30 年度
支援員等の設置市町数・人数	18 市町 112 人（市町ごと 1 人～31 人）
プレクラス等設置市町数	7 市

(2) 県教委の取組

ア 外国人児童生徒等支援加配教員の配置

日本語指導が必要な児童生徒が多い学校に加配教員を配置し、特別の教育課程を編成、個別に日本語指導を実施している。

R 元. 5. 1 現在	配置校数（前年度比）	配置人数（前年度比）
小学校	37 校（+ 4）	42 人（+ 5）※ 5 校 2 人配置
中学校	12 校（+ 2）	12 人（+ 2）

イ 外国人児童生徒トータルサポート事業

(令和元年度事業費 15,700 千円 国庫 1/3)

(7) 日本語指導コーディネーターの配置

日本語指導体制構築のためのコーディネーターを4人配置し、教職員や市町教育委員会に対して、具体的な支援方法やカリキュラム作成について指導・助言を行っている。

(イ) 外国人児童生徒スーパーバイザー（S V）・外国人児童生徒相談員の配置

児童生徒の出身国の言葉に堪能で生活文化等に詳しい者をS V、相談員として配置し、児童生徒の日本語能力測定や児童生徒への母語による支援等を行っている。

R元.5.1現在	S V	相談員	対応言語※
静東管内	1人	7人	ポルトガル語、中国語、 スペイン語、フィリピン語、 ベトナム語
静西管内	1人	10人	

※当該言語を母語とする児童生徒数が10人以下の市町へ支援している。

ウ 研修会の開催

担当教員等の研修会や日本語支援のための研修会を県内 13 会場で開催している。

5 課題と今後の対応

対応が必要な言語の数も増えており支援員の確保が大変難しいこと、定住化傾向により高校進学率が高まる中、教科学習支援が更に必要となっていることなどから、加配教員をはじめ、スーパーバイザーや相談員、市町配置の支援員などの必要な人材の一層の確保・充実が必要となっている。

小・中学校における日本語指導の現状

(義務教育課)

1 国の措置による教員の加配（日本語指導を必要とする児童生徒への対応）

	静東教育事務所管内		静西教育事務所管内		計
	小学校	中学校	小学校	中学校	
配置校数	8校	1校	29校	11校	49校
配置人数	8人	1人	34人	11人	54人

※平成29年度から10年かけて、外国人児童生徒支援加配教員が基礎定数化されている最中であり、上記にも一部定数内の教員が含まれている。

2 特別の教育課程の編成

(1) 概要

平成26年4月の学校教育法施行規則の改正により児童生徒一人一人に対応した特別の教育課程の編成が制度化され、日本語指導の充実が図られた。

特別の教育課程に基づく取り出し授業は、教員でなければ行えないが、日本語指導を必要とする児童生徒がいる学校全てに国からの加配教員が行き渡っていないため、加配教員がいない学校では対応に苦慮している。

(2) 特別の教育課程の編成・実施の具体

①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導

②指導対象：小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒（国籍不問）

③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者

④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする

⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導

※指導の要否は、校長が判断する。

(3) 日本語能力測定方法（DLA:Dialogic Language Assessment）の活用

ねらい：子供たちの言語能力・どのような支援が必要であるかを把握し、特別の教育課程の編成・実施に活用する

対象：日常会話はできるが、教科学習に困難な児童生徒

特徴：対話型で実施（テストではない・ほめて励ます材料とする・学びの機会）

導入会話→語彙力チェック→DLA（話す・読む・書く・聴く）

※導入会話と語彙力チェックは30分程度で実施できるが、4領域については、かなりの時間を要する。

3 研修等の充実

(1) 外国人児童生徒教育担当教員等研修会（2会場で開催）

内容：中央研修参加者の伝達講習、概要の講義、グループ協議

(2) 日本語指導が必要な児童生徒支援研修会（13会場で開催）

講師：日本語指導コーディネーター

内容：特別の教育課程の編成・実施について

(3) 帰国外国人児童生徒教育連絡協議会（県多文化共生課との連携）

講師：文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

外国人児童生徒等教育専門官（併）日本語指導調査官

参加者：関係市町教育委員会指導主事等

中学校夜間学級（夜間中学）

（義務教育課）

1 夜間中学とは

様々な理由により義務教育を修了できなかった人、不登校のためにほとんど学校に通えなかった人、本国で義務教育を修了していない外国籍の人などを対象とする学校で、教員免許を持つ公立中学校教員による授業が行われ、全課程修了により、中学校卒業資格が得られる。

2 国や他県の動向

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年12月）を受け、文部科学省では、全都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう求めている。平成31年4月には新たに、埼玉県川口市、千葉県松戸市に公立夜間中学が開設され、現在は9都府県の27市区に33校が設置されている。また、全国で80自治体（6県、74市町村）が、協議会設置等の準備・検討を行っている（平成29年8月の文部科学省調査）。

3 夜間中学に関する聞き取り調査（平成30年度実施）

(1) 内 容

夜間中学に対する県民の潜在的ニーズを把握するため、ひきこもり傾向にある人や外国人を対象として、聞き取り調査を実施

(2) 調査結果

本県においても、夜間中学に対する潜在的なニーズが少なからずあり、設置を検討していく必要がある。（調査対象108人中、夜間中学希望者は70人）

4 今年度の取組

(1) 夜間中学研修会の開催

対 象	各市町教育委員会担当者
日 時	令和元年7月26日（金）
内 容	・夜間中学説明会の実施 ・夜間中学設置の必要性や県ニーズ調査の結果の伝達 等

(2) 夜間中学設置検討意向調査の実施

各市町教育委員会に、夜間中学設置検討意向の有無を調査

(3) 夜間中学設置検討会の実施

設置検討意向のある市町とともに、それぞれの役割を整理

県立高校における外国人生徒への支援

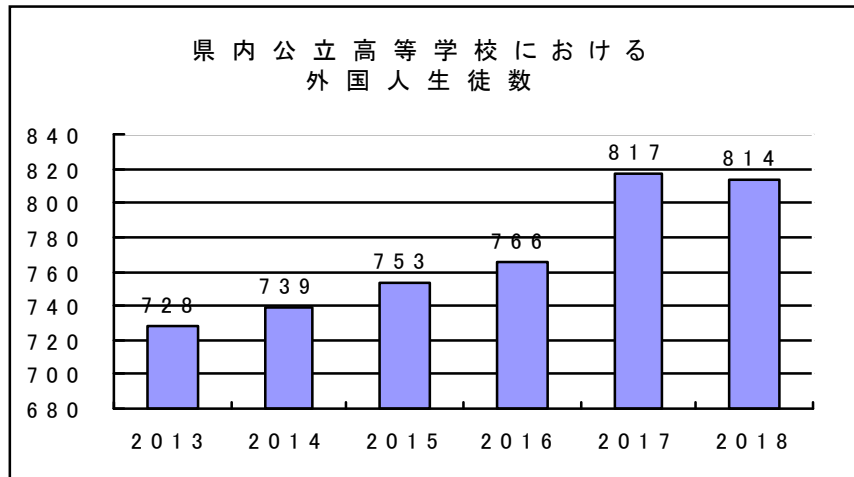
(高校教育課)

1 現状

(1) 県内公立高等学校に在籍する外国人生徒数

ア 生徒数の変遷

県内公立高校に在籍する外国人生徒は増加している。



イ 国籍・母語別の状況

(ア) 国籍別状況 (令和元年度)

定時制課程に占める割合が高く、国籍はブラジルが半数以上を占めている。

課程	生徒総数	外国人生徒数	国籍						
			ブラジル	ペルー	中国	フィリピン	ベトナム	タイ	他
全日制	62,668	490	252	44	27	100	16	4	47
定時制	2,874	302	160	31	6	83	8	2	12
通信制	1,303	21	16	2	0	2	0	0	1
計	66,845	813	428	77	33	185	24	6	60

(イ) 母語別日本語指導が必要な生徒数 (平成30年度)

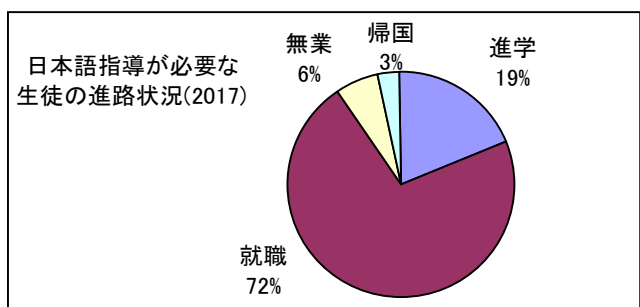
日本国籍で日本語指導を必要とする生徒も少数在籍する。母語別では、ポルトガル語、フィリピン語が多い。

課程	計	外国籍	日本国籍	母語						
				ポルトガル	スペイン	中国	フィリピン	ベトナム	タイ	他
全日制	39	37	2	15	0	6	11	1	1	5
定時制	148	141	7	74	17	2	45	3	0	7
計	187	178	9	89	17	8	56	4	1	12

(2) 外国人生徒の進路状況 (平成29年度)

公立高校を卒業した外国人生徒のうち、7割以上が就職し、そのうち半数は非正規職となっている。

就職	正規	49%
	非正規	51%



2 県の取組

(1) 外国人生徒選抜（平成 31 年度選抜の例）

一般選抜に併せて実施する特別選抜の一つとして実施

選抜実施校 (公立高校 9 校)	裾野、富士宮東、駿河総合、横須賀、小笠、遠江総合、浜松江之島、浜松東、新居
志願資格	中学卒業生又は卒業見込みの者で、外国籍を有し、平成 29 年 4 月以降に入国し、その後引き続き保護者と共に日本に滞在している者
選抜方法	調査書、面接及び日本語基礎力検査（基礎的な学力を測る問題を含む。）により、総合的に審査して、合格者を決定する。

志願状況等

(単位：人、倍)

区分	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
募集定員	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
志願者数	21	23	13	19	16
受検者数	21	23	13	17	15
合格者数	16	21	11	13	12
実質倍率	1.31	1.10	1.18	1.31	1.25

(2) 外国人生徒支援事業（令和元年度当初予算 5,155 千円）

目的	県立高等学校に在籍する外国人生徒の教育に対応するため、外部支援員を派遣し、外国人生徒の適応指導、指導担当者等への助言、援助等を行うことを目的とする。
対象校 14 校	<ul style="list-style-type: none"> 外国人生徒選抜実施校 9 校 外国人生徒数の多い定時制の課程を置く 5 校（榛原、磐田南、浜松北、浜松大平台、浜名）
派遣時間	原則として、1 校当たり 260 時間
実施時間	原則として、授業中及び放課後に実施
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 日本語の直接指導 教科内容理解の支援及び補助的作業 学校から保護者への連絡の通訳等 生徒や保護者からの相談への対応や支援 ほか

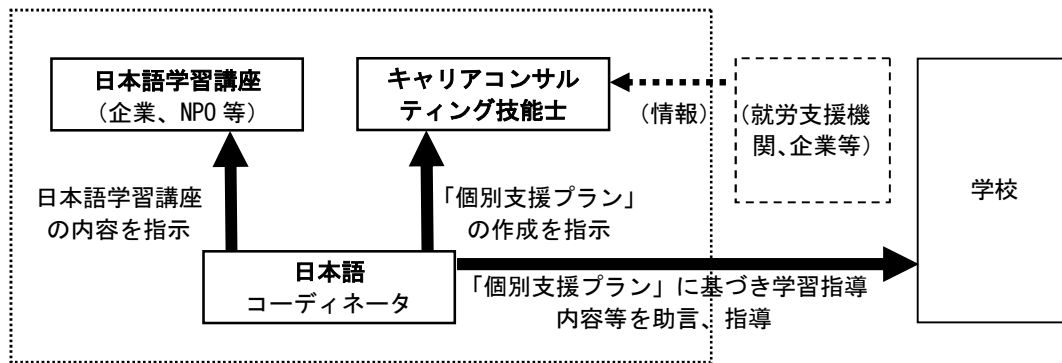
(3) 外国人生徒みらいサポート事業（令和元年度当初予算 17,300 千円）

日本国籍で要日本語指導の生徒も対象としている。（委託事業）【R 元年度新規】

区分	主な支援内容	実施規模
キャリアコンサルティング技能士	<ul style="list-style-type: none"> 個々の生徒の状況に応じた個別の支援プランの作成 企業情報の収集及び情報提供 	3 人工（巡回派遣）
日本語コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の日本語能力に応じた日本語学習内容を決定 キャリアコンサルティング技能士と連携し個別の支援プランの作成 個別支援プランをもとに学校と連携して生徒のキャリア形成を支援 	3 人工（巡回派遣）

日本語学習講座	<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力検定試験の取得を目指した日本語学習 コミュニケーション能力の向上を目的とした日本語学習 	会場：支援対象校 各会場9回程度の実施
---------	---	------------------------

○事業イメージ



○支援対象校及び対象生徒数

(令和元年8月現在)

NO.	地区	学校名	支援対象生徒人数	
1	東部	下田南伊豆分校	1人	9人
2		田方農業	1人	
3		裾野	3人	
4		吉原	2人	
5		富士(定)	2人	
6	中部	清水東(定)	3人	17人
7		焼津水産	3人	
8		島田商業(定)	1人	
9		榛原(定)	9人	
10	西部	横須賀	1人	66人
11		浜松東	7人	
12		浜松大平台(定)	28人	
13		浜名(定)	19人	
14		新居	12人	
計	14校(全日制8、定時制6)		92人(全日制30、定時制62)	

子どものための日本語学習支援基金 ～ 外国人の子ども教育支援基金事業 ～

(多文化共生課)

1 目的

異文化を体現した外国人の子どもが地域で共生し、将来地域又は世界で活躍できるグローバル人材として育つことを目指し、県拠出金及び企業等からの寄付を活用して、地域社会全体で外国人の子どもの日本語習得や地域での居場所づくり等を支援する。

2 基金造成の概要

- (1) 造成先 公益財団法人静岡県国際交流協会 (S I R)
- (2) 基金目標額 県拠出 10,000 千円、民間寄付 3年間で 18,000 千円
- (3) 運営体制 基金運営委員会を設置 (県職員、外部有識者を含む)、事務局は S I R (運営経費は基金より支出)

3 事業内容

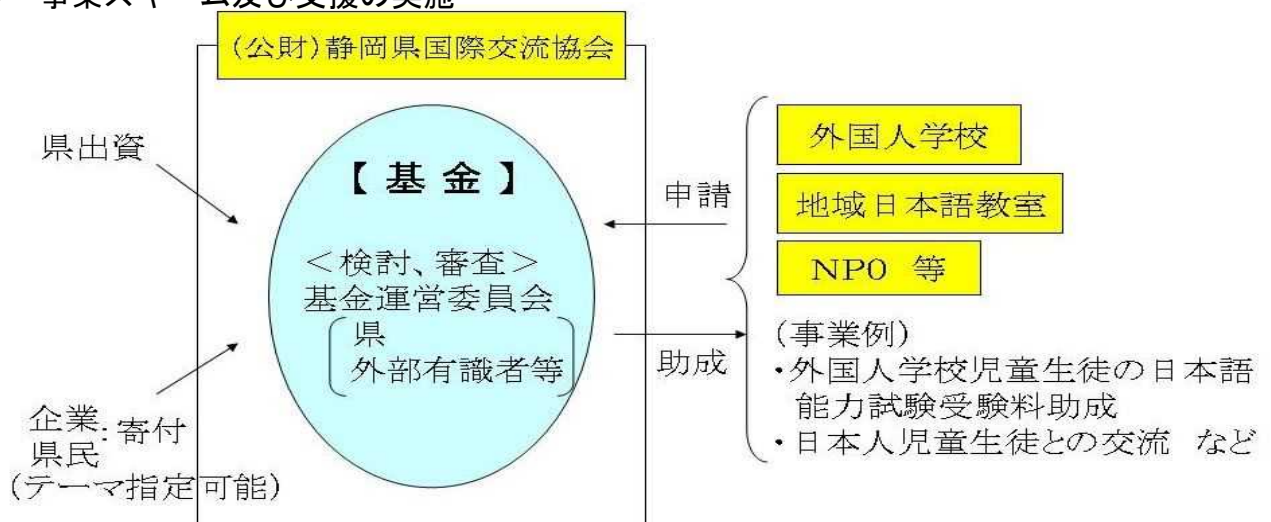
外国人学校、地域日本語教室、NPO等による外国人の子どもの日本語習得、地域での居場所づくり等を支援する事業への助成。

【支援事業】

事業名	内 容	
日本語学習指導者派遣事業	外国人学校に対し、新たに日本語学習する場を提供する場合に、必要な講師を派遣する。 週 10 時間以内	
日本語学習教材給付事業	外国人学校、地域日本語教室に対して、必要な日本語学習教材を給付する。 外国人学校 1 児童生徒当たり 2,000 円以内 地域日本語教室等 上限 10,000 円 (1 児童生徒当たり 500 円)	
日本語能力試験受験料助成事業	(公財)日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験を受験し合格した場合、受験料相当額のプリペイドカードを交付する。	
テーマ指定(提案型)	日本語学習支援	日本語指導にかかる人材育成 学習教材・教具の作成 など
	キャリア支援教育	職場体験学習 (インターンシップ) 進学相談会の開催 など
	地域住民との交流	スピーチコンテスト スポーツ交流 など
	子どもの居場所づくり	放課後学習支援教室 児童生徒のこころのケア・サポート事業 など

※ テーマ指定(提案型)を除き、国、県、市町等より助成を受けている場合は対象外とする。

4 事業スキーム及び支援の実施



5 基金運営委員会の構成

基金の運営や助成事業に関することを審査するため、「子どものための日本語学習支援基金運営委員会」をSIRに設置する。

〔【委員会の役割】 支援事業メニューの検討、支援事業の審査、
年間事業計画の検討、支援事業実績報告の確認 など〕
＜子どものための日本語学習支援基金運営委員会委員＞

氏名	職名等
秋山 辰巳	一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事
鈴木 ミユキ	菊川市 地域支援課長
千野 和子	公益財団法人ふじのくに未来財団 副代表理事
◎野秋 貴靖	公益財団法人静岡県国際交流協会 業務執行理事兼事務局長
竹内 徹	静岡県くらし・環境部県民生活局長
水野 かほる	静岡県立大学国際関係学部国際言語文化学科 教授

◎：委員長

6 事業実施状況

(令和元年8月31日現在)

年度	実施状況
平成29年度	日本語能力試験受験料助成事業 33人分
平成30年度	日本語学習教材給付事業 (外国人学校) 5校 342人分 (地域日本語教室) 2団体 17人分 日本語学習指導者派遣事業 2校 提案型助成事業(テーマ指定助成) 交付決定6団体6事業 日本語能力試験受験料助成事業 7月：35人分、12月：63人分
令和元年度	日本語学習教材給付事業 (外国人学校) 5校 277人分 (地域日本語教室) 2団体 16人分 日本語学習指導者派遣事業 2校

7 寄付実績

(令和元年9月3日現在)

企業	3,115千円
団体	59千円
個人	181千円
計	3,355千円

1 (3) 一人一人の夢の実現に対応した教育に関する資料

項 目	頁
魅力ある学校づくり推進事業	48
グローバル人材育成関連事業	51
未来を切り拓く D r e a m 授業	53

1 要旨

「魅力ある学校づくり推進事業」(下記(1)～(3))を実施し、県立高等学校の文武芸三道の鼎立を図る。

(1) 技芸を磨く実学の奨励

- ・「生きる力」を身に付ける実学を奨励すべき。
- ・総合教育会議や実践委員会で議論(農水商工に加え、スポーツや芸術)。
- ・人手不足の中、有為な人材の輩出が求められている。
- ・県内企業は、基礎学力とコミュニケーション力の育成を期待。

(2) 知性を高める学習の充実

- ・未知の状況を切り拓いていく探究的な学力を育成すべき。
- ・迫りくる高大接続改革(来年度入学生から)への対応が喫緊の課題。
- ・スマホ利用時間が長く、家庭学習時間の確保が課題。

(3) グローバル教育の推進

- ・国際社会で活躍できる人材を育成すべき。
- ・新しい大学入試(英語民間テスト活用)への対応が課題。
- ・英語4技能(特に「話す・聞く」)の育成が不可欠。
- ・総合教育会議、実践委員会で、国際バカロレアの導入について協議。

2 学力向上に関する事業実施の背景

(1) 「静岡県教育振興基本計画」(平成30年度～令和3年度)

ア 「有徳の人」づくり宣言

『文・武・芸』三道の鼎立を実現」を第一に掲げている。

イ 第1章の1 「知性を高める学習」の充実(引用)

子供たちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を身に付させるとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を向上させます。

高等学校では、学習指導要領に基づいた確かな学力の向上に加え、「高校生のための学びの基礎診断」や「大学入学共通テスト」への対応も求められています。

(2) 高大接続改革

- ・平成30年度入学生から対象となり、知識・技能を重視した従来の入試制度から、思考力・判断力・表現力を測る制度へと改革される。
- ・大学入試センター試験は、大学入学共通テストとなり、思考力を問う問題や国語・数学への記述式問題の導入、英語の民間試験(英検など)活用が予定されている。
- ・主体性・多様性・協働性を測るために、各大学の個別選抜においては、小論文、調査書、プレゼンテーションが重視されるようになる。
- ・推薦入試やAO入試においても、学力検査を課すようになる。

(3) 校長協会と連携した事業実施

- ・静岡県立高等学校等教育振興推進本部から「指定校制度による学力向上対策」の実施を要望され、教育委員会が立案した。
- ・コアスクールについては、静岡県学力向上対策協議会が計画立案、事業実施について協議・助言するとともに、成果を他の県立高校に周知・普及していく。

3 令和元年度事業概要

区 分	主な取組内容
技芸を磨く 実学の奨励	専門高校（農水工商等）の充実 ・民間熟練技能者の活用、県外大会への派遣支援 ほか
	新しい専門学科の研究 ・スポーツ科、演劇科及び観光科の設置に関する研究、外部有識者による検討会の設置
	過疎地域の学校への支援 ・部活動の活性化や地域連携等の取組による学校のさらなる魅力化の向上
知性を高める 学習の充実	進学重点コアスクール ・大学研究室や民間講師による専門的学力の向上、高大接続改革への対応
	学力向上コアスクール ・大学と連携した探究活動や地元自治体と連携した地域課題への取組を通じた学力の向上
	学力進展コアスクール ・地元大学生等を活用した自主学習会や高大接続改革への対応
グローバル 教育の推進	英語教育コアスクール ・海外姉妹校とのオンライン交流やイングリッシュキャンプを通じた学力の向上
	英語ディベート学習 ・英語4技能（聞く・話す・読む・書く）の育成
	国際バカロレア調査研究 ・IB認定校への教員派遣、視察・講習会参加による国際的視野の育成

4 平成 30 年度事業実績

区 分	実施校及び主な取組内容
技芸を磨く実学の奨励 専門高校（農水工商等）の充実	実施校：田方農業、科学技術、伊東商業、清水南、浜松工業など ○民間熟練技能者を活用した指導 <ul style="list-style-type: none"> ・民間会社技術職員によるアーク溶接作業の実技指導 ・フラワー装飾技能士1級有資格者によるフラワーデザインコンテストに向けた指導 ・モンドセレクション最高金賞受賞者による商品開発の指導 ・音楽家等による演奏力向上のための技術指導 ○ものづくり競技全国大会参加支援 など
知性を高める学習の充実	実施校：韮山、沼津東、富士、清水東、静岡、静岡東、藤枝東、掛川西、磐田南、浜松北、浜松西 ○静岡大学、県立大学、常葉大学における専門教養講座の受講 ○医療系学部進学に対応した特別講座、大学教授等による高度で専門的な講義 など
	実施校：下田、三島南、富士東、清水南、静岡城北、焼津中央、藤枝西、島田、榛原、浜松南、浜北西 ○志榛地区合同補講の実施（予備校講師の活用） ○地元自治体、企業、市民等との連携による地域の課題把握と改善方法の提案 など
	実施校：熱海、裾野、沼津城北、静岡西、藤枝北、島田工業、金谷、袋井商業、浜松湖東、浜松湖北、湖西 ○インターネットを用いた課題解説動画の配信、学習科学の専門家との連携による授業実践 ○フルーツパークの一日運営、生徒を講師とした地域開放講座 ○地元商店街へのアンテナショップ開設に向けた授業実践 など
グローバル教育の推進	実施校：三島北、吉原、富士宮西、掛川西、浜松北、浜松湖南 ○イングリッシュキャンプ（英語漬けの2日間） ○専門家等と連携した「英語でやりとりする力」を伸長する学習プログラムの開発・実践 など

グローバル人材育成関連事業

(高校教育課)

1 要旨

国内外で活躍できるグローバル人材の育成を社会総がかりで支援するため、県拠出金及び寄附金により「ふじのくにグローバル人材育成基金」を創設し、県内の高校生及び教職員の海外留学・海外研修等を促進する。

2 基金の概要

(単位：千円)

基金名	区 分	2018 年度末 残 高	2019 年度予算		2019 年度末 残 高
			積立	取崩	
ふじのくに グローバル 人材育成基金	県拠出金	151,503	20,000	40,000	151,503
	寄附金、運用益		20,000		
計		151,503	40,000	40,000	151,503

3 事業の概要

区 分		内 容
高校生の海外体験促進 (留学)	長期留学	海外の教育機関等で語学などの専門分野の留学を体験 【期間】1年程度
	県内大学と連携した留学	県内大学と連携して、大学が実施する各種留学・語学研修等に参加 【期間】1週間以上1か月程度未満
	短期留学	学校、市町、NPO等の民間が実施する語学研修、ボランティア活動等に参加 【期間】1週間以上1か月程度未満
教職員の海外研修		教職員が海外での教育機関等で専門分野や現代的な課題の研究等を実施 【期間】1週間以上1か月程度未満
グローバル ハイスクール		学校の特色を生かした課題研究を中心に、海外の大学や研修機関等と連携してフィールドワーク等を実施する学校を指定
海外 インターンシップ		県内企業の海外工場における就労体験等を実施 【対象】専門高校等の生徒 【国内研修】2日間【海外就労体験】3泊4日
ものづくり等世界大会		ロボット競技等のものづくりに関する世界大会へ参加 【対象】専門高校等の生徒

4 事業計画と実績

2016年～2020年までの5年間で900人の高校生及び教職員の海外留学等を支援する。

区 分		2016 実績 (応募)	2017 実績 (応募)	2018 実績 (応募)	2019 計画
高校生の 海外体験 促進 (留学)	長期留学	5人 (20人)	6人 (12人)	5人 (31人)	5人
	県内大学と 連携した留学	5人 +引率1人 (10人)	10人 +引率1人 (10人)	29人 +引率3人 (40人)	30人 +引率3人
	短期留学	23人 (76人)	43人 (67人)	22人 (95人)	24人
教職員の海外研修		6人 (16人)	8人 (8人)	9人 (9人)	10人
グローバル ハイスクール		2校33人 掛川西 日大三島 (6校)	3校108人 掛川西 日大三島 浜松開誠館	3校112人 掛川西 日大三島 浜松開誠館	3校81人 浜松開誠館 新規2校
海外 インターンシップ		15人 +引率3人	43人 +引率8人	36人 +引率6人	36人 +引率6人
ものづくり等世界大会		2人	3人	0人	5人
人数計		93人	230人	222人	200人
事業額(千円)		18,879	37,993	36,636	40,000

※グローバル人材育成基金条例に基づき、県民から広く支援金を募る。

未来を切り拓く Dream 授業

(総合教育課)

1 目的

将来、日本や世界で活躍したいと考えている子供たちに、日常生活で触れる機会の少ない一流の講師陣の講義を提供し、学校では学ぶことのできない教養を身に付け、世界トップクラスの講師の人間性等に触れるとともに、お互いに刺激し合える仲間を県内各地につくることで、子供たちが自らの価値を認識し、自らの能力を更に伸ばすきっかけを与える。

2 本年度の概要

日 程	令和元年8月6日(火)～8月9日(金)(3泊4日)	
場 所	静岡県庁※初日のみ、静岡県総合教育センター(掛川市)	
対 象	分野を問わず、将来日本や世界で活躍したいと考えている 県内の中学1・2年生 30名	
応募者数	107名(抽選により選考)	
内 容	講義	講師8人
	交流・実技等	外国人留学生・ALTとの交流、SPAC俳優による表現指導
	グループディスカッション・発表	テーマ:「みんな知事になって理想のまちをつくろう」

3 講師(50音順)

講 師	役職等
池上 重弘	静岡文化芸術大学副学長、実践委員会副委員長
小野澤 宏時	ラグビー元日本代表、アザレア・セブン監督、県教育委員会委員
加藤 百合子	(株)エムスクエア・ラボ代表取締役、県教育委員会委員
川勝 平太	静岡県知事
斎藤 成也	国立遺伝学研究所教授
矢野 弘典	(一社)ふじのくにづくり支援センター理事長、実践委員会委員長
若村 麻由美	俳優、ふじのくに観光大使
SPAC 劇団員	(公財)静岡県舞台芸術センター



川勝知事による講義



外国人留学生・国際交流員・ALT
との交流



グループディスカッション

4 今年度受講者のアンケート結果

(1) 「未来を切り拓く Dream 授業」に参加して良かったか

項目	2019年度		2018年度（参考）	
	人数	割合	人数	割合
1 とても良かった	29人	96.7%	29人	100.0%
2 良かった	0人	0.0%	0人	0.0%
3 普通	0人	0.0%	0人	0.0%
4 あまり良くなかった	0人	0.0%	0人	0.0%
未回答	1人	3.3%	0人	0.0%
計	30人	100.0%	29人	100.0%

(2) 「未来を切り拓く Dream 授業」に参加した感想

- ・以前は自分の意見に自信がなかったが、Dream 授業に参加して自分の意見に自信が持てるようになった。色々な講師の方々の講義からは学ぶことが多く、自分の夢につながられた。
- ・どの授業も夢を叶える大切なヒントや言葉が詰まっており、授業を通してみんなが仲間であることを感じられた。
- ・様々な意見や考え方を知ることができ視野が広がった。また、色々な人の話を聞いて自分をもっと成長させてくれた。

5 昨年度受講者の一年後アンケート調査

平成30年度に Dream 授業に参加した受講生を対象に、令和元年8月にアンケート調査を実施

(1) 「未来を切り拓く Dream 授業」で学んだことが現在どのように活かされているか

- ・自分の意見を伝えることが大切だと学んだため、誰に対しても自分の思いを伝えるようにしている。
- ・相手の意見の受け止め方が前向きとなり、自分から相手を理解しようと意識が変わった。
- ・やりたいことがあっても勇気を出せずチャレンジできなかったが、迷ったらチャレンジすることを心掛けている。
- ・何事も決して諦めないで最後まで一生懸命がんばるようになった。
- ・これからの人生において、さらに上の限界を突破するために挑戦していきたいという気持ちで物事に取り組むようになった。

(2) 「未来を切り拓く Dream 授業」に参加してから一年後の現在、新たに取り組んでいること

- ・ミュージカルのオーディションを受け合格し、ミュージカル公演に出演。
- ・生徒会長になり、生徒のみで行う「地域をよくする会」を企画運営している。
- ・将来世界で活躍することを意識し、英語の勉強にさらに力を入れている。
- ・リーダーシップを身に付けるため、部活の部長や委員会の委員長になり、様々なことにチャレンジしている。
- ・地域のことを積極的に学ぶため、こども県議会に参加した。
- ・「税の作文」コンクールで東海税務連絡協議会会長賞を受賞し、一日税務署長を経験した。

2 県教育振興基本計画における一人一人のニーズに対応した教育の充実に関連する施策とその位置付け

第1章 「文・武・芸」 三道の鼎立を目指す教育の実現

3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

社会の変化や地域・保護者からの期待に応える「地域とともにある学校」としての役割、それを実現するための組織マネジメント機能の強化を図ります。

また、発達段階や教育的ニーズに応じた教育の充実等、多様な人材を育む教育に取り組むとともに、学校教育を支える教職員の資質・能力の向上や学校における健康教育を推進します。

(4) 特別支援教育の充実

■施策の内容

ア 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに対応した指導の充実と切れ目のない支援体制の構築を図ります。

主な取組

- 特別支援教育コーディネーターを核とする校内支援体制の整備
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画等の作成・活用
- 医療的ケア対象の児童生徒が在籍する学校への看護師の配置
- 多様化、重度化する児童生徒の指導に対応する専門性向上に向けた研修の充実
- 学校間や就学前から就労まで視野に入れた引継ぎ・連携の推進
- 系統性のある職業教育充実のための地域や関係機関との連携強化
- 特別支援学校生徒の現場実習・職場体験の受入れ場所の拡大
- 「障害者働く幸せ創出センター」との連携による就労支援の推進
- 地域自立支援協議会等との連携
- 児童生徒の実態に合ったICT機器等の整備

[担当：障害者政策課、教育政策課、特別支援教育課]

イ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習等社会性や豊かな人間性を育む「共生・共育」を推進します。

主な取組

- 幼児児童生徒の異校種間での計画的・組織的な交流及び共同学習の実施
- 交流籍を活用した交流及び共同学習の推進
- 特別支援学校分校と併置している高等学校等との交流促進

[担当：義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

ウ LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症等、様々な障害のある児童生徒を支援します。

主な取組

- 学習障害等に対応した通級指導教室の充実
- 高等学校における通級による指導の制度化に対応した取組の推進
- 発達障害等のある生徒に対する高等学校段階での支援・教育の在り方の検討
- 高等学校における発達障害等のある生徒の支援に向けた教職員の理解促進
- 発達障害の理解と対応のための教職員の研修の実施
- 県発達障害者支援センターによる教職員の専門性の向上
- 障害のある児童生徒をサポートする支援員・学校支援心理アドバイザーの配置
- 特別な支援を必要とする児童生徒支援のための小・中学校への非常勤講師の適切な配置

[担当：私学振興課、発達障害者支援センター、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

エ 特別支援学校の受入体制を整備するとともに、地域のセンター的機能を高め、医療機関や福祉施設との連携を含めて、地域の支援システム構築に向けた取組を推進します。

主な取組

- 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づく特別支援学校の施設狭隘^{あい}化解消
- 施設の老朽化や障害の重度・重複化及び多様化に対応できる教育環境の整備
- 児童生徒の通学負担の軽減
- 地域の支援システムの構築への協力
- 小・中学校、高等学校、特別支援学校のネットワーク機能の強化

[担当：財務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

1 グローバル人材の育成

我が国が世界の一員として積極的な役割を果たしていくためには、郷土を愛するとともに、多様性を理解し、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けた国際社会に貢献できるグローバル人材の育成が必要です。静岡県の魅力を的確に伝えることができるプレゼンテーション能力、外国の文化や歴史等を理解し受け入れることができる姿勢等を育むとともに、外国語教育や外国人児童生徒等への教育の充実に取り組めます。

(2) 外国語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

■施策の内容

ア 国際社会において、自らの意思を的確に表現し、コミュニケーションをとる能力を育成するため、小学校における英語教科化への対応等、外国語教育を充実します。

主な取組

- 外国語教育や国際理解教育の充実
- 小学校における外国語教育推進リーダーに対する研修等の充実
- 外国語指導助手の活用（再掲）

[担当：義務教育課、高校教育課]

イ 外国人児童生徒等に対する日本語学習を支援するため、外国人児童生徒相談員等の任用・派遣を行うとともに、指導担当教員の研修の充実に図ります。また、市町における初期指導体制整備を支援します。

主な取組

- 外国人児童生徒の学びや就学への支援
- 外国人児童生徒相談員の派遣による市町指導担当者等への助言・援助
- 外国人児童生徒相談員・外国人児童生徒スーパーバイザー・日本語支援コーディネーターの任用
- 外国人児童生徒等担当教員等の研修会の充実
- 市町教育委員会担当指導主事等対象の連絡協議会の実施
- 初期日本語指導カリキュラムの活用

- 外国人の子ども教育支援基金事業による日本語学習者の支援
- DLA（外国人児童生徒のための対話型アセスメント）に関する情報交換の推進

[担当：多文化共生課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

2 イノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識等を基礎に自ら考え行動し、力強く生き抜く力を育むとともに、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を備え、多様な価値観を理解し、既存の様々な枠を超えて活躍できるイノベーションを牽引する人材を育成します。

(2) 多様な個性を生かし、優れた才能を発揮する人材の育成

■施策の内容

ア 高等学校と高等教育機関・企業等が連携した講座等の開催や社会の変化に対応した施設・設備の整備等を通じて、高校生が高度な学問の一端に触れたり、研究活動等を行ったりする機会の充実を図ります。

主な取組

- 高等学校と大学との連携・接続の強化に向けた取組の促進
- 高校生アカデミックチャレンジ等の高大連携による研究体験等の推進
- 静岡大学「グローバルサイエンスキャンパス」への高校生の参加促進
- 産業教育施設・設備の整備充実
- 情報教育推進のための県立学校へのタブレットやプロジェクタ等のICT機器の整備（再掲）

[担当：大学課、教育政策課、財務課、高校教育課]

イ 多様な価値観を認め合い、個性が長所として肯定され生かされる社会の実現に向けて、一人一人が挑戦を続け、優れた能力を更に伸ばすことができる教育や、自ら考え、自ら行動し、力強く生き抜くことができる、才徳兼備のリーダーとなる人材を育てる教育を推進します。

主な取組

- 日本の次世代リーダー育成研修の実施
 - 国際数学・化学・生物・物理オリンピックへ出場する児童生徒の育成
 - 科学の甲子園静岡県大会の開催（再掲）
 - 国等に対する「飛び入学」制度導入の働き掛け
 - 各種コンクール等への支援（囲碁将棋、そろばん、書道、作文、合奏・合唱、木工工作、英語弁論大会、未来の絵、科学の甲子園 Jr.、静岡科学館「るくる」との連携事業等）
 - 「わたしの主張」静岡県大会の実施
 - 地元の行政や企業等と連携した主権者教育及び地域活性化等の取組の推進
 - 高校生海外インターンシップの推進（再掲）
 - トップアスリートの強化・活用（再掲）
 - 子供向けのワークショップである「ふじのくに子ども芸術大学」や中学校・高等学校での芸術鑑賞の支援等、子供が文化と出会う機会の充実（再掲）
- [担当：文化政策課、大学課、私学振興課、スポーツ振興課、義務教育課、高校教育課、社会教育課]

3 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

全ての人々が生まれ育った環境や経済的理由に左右されず、自らが持つ能力・可能性を最大限に伸ばして、夢や希望を持って社会の担い手となれるよう、質の高い教育を推進するとともに、誰もが安心して幸せに暮らすことができる社会の構築を目指します。

(1) 学びのセーフティネットの構築

■施策の内容

ア 生活様式の変化や価値観の多様化、地域の中での孤立等に伴う保護者の不安や悩みを軽減するとともに、児童虐待やモラルの低下等を防ぐため、障害のある子供に対する早期支援等、子育て支援体制の確立を目指します。

主な取組

- 生活困窮世帯の子供に対する生活習慣の改善や学習意欲の喚起を目的とする学びの場の提供
- 学校内外の学びや就学の環境づくりの推進
- 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 市町が行う就学援助制度の趣旨及び申請手続に関する周知への支援
- 高校生の修学に向けた支援の充実
- 県立高等学校の定時制・通信制課程在学学生への教科書購入費等の助成
- 国の幼児教育無償化の動きへの対応
- 特別支援学校での超早期教育の推進
- 家庭教育支援チームによる活動の推進（再掲）
- 児童相談所の体制強化
- 市町要保護児童対策地域協議会の活動の充実への支援
- 外国人児童生徒の学びや就学への支援（再掲）
- 外国人児童生徒相談員の派遣による市町指導担当者等への助言・援助（再掲）

[担当：私学振興課、地域福祉課、こども家庭課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課]